

第 2 期寒川町子ども・子育て支援事業計画

～

～

(構成案)

令和 2 年 3 月 (策定予定)

寒 川 町

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成15年の「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」の施行など、国の少子化対策を受ける形で、町では、平成17年3月に「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て家庭の支援や母子の健康の確保と増進、教育環境の整備など、家族と地域の子育て環境づくりを目指した様々な事業に取り組んできました。

しかしながら、全国的な少子化の傾向は引き続き進行しており、平成29年の国の合計特殊出生率は1.43で、依然として低い水準で推移しています。

また、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもとその家族を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育て家庭を、社会全体で支援していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ平成24年に、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指し、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、それまでの「寒川町次世代育成支援対策行動計画」も継承する形で、平成27年3月に「寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な事業を推進してきました。

平成29年には、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量を再分析し、第1期計画の中間年における見直しを行いました。

この間、国では、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めるものです。

なお、本計画は、第1期計画に引き続き「寒川町次世代育成支援対策行動計画」を包含するとともに、平成31年度（令和元年度）から実施している「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画としての内容も包含して策定することとします。

また、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子どもの貧困対策についての市町村計画としての内容も包含することとします。

○次世代育成支援対策行動計画

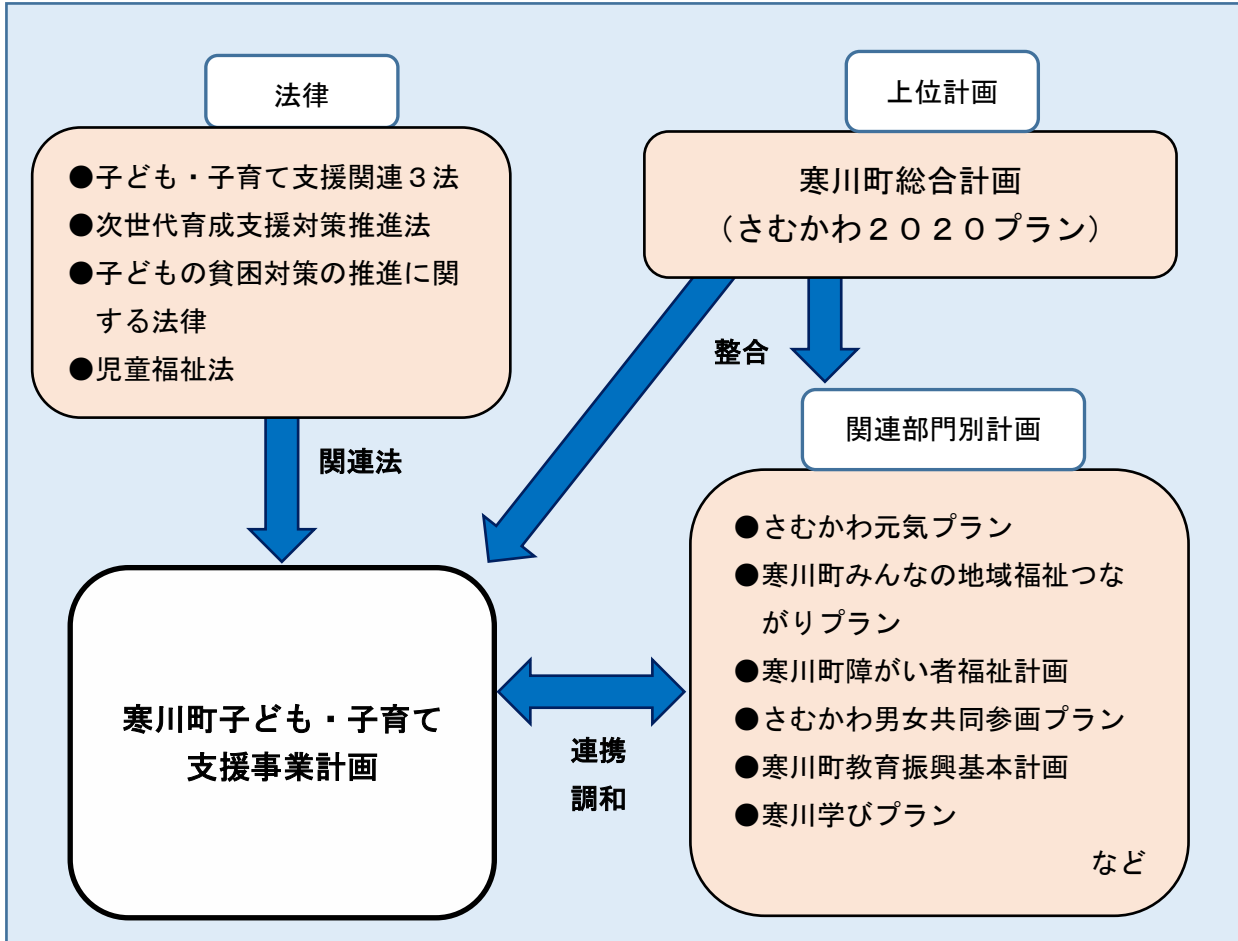
「次世代育成支援対策推進法」が平成26年4月に改正され、同法の期限が令和7年3月31日までとされたことから、計画の基本理念に基づく子ども・子育て支援施策の展開について定めます。

○新・放課後子ども総合プランについて

平成26年7月に策定された国の「放課後子ども総合プラン」に代わり平成30年9月に取りまとめられた、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るためのプランで、市町村行動計画により町が取り組むべき内容について定めます。

○子どもの貧困対策について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年6月に改正され、子どもの貧困対策についての計画の策定が市町村でも努力義務となったことから、国が定める同法律の大綱等を勘案して町における子どもの貧困対策について定めます。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年です。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、町では就学前児童をもつ保護者全世帯に対しニーズを把握するために、平成30年11月から12月にかけて、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。

(2) 寒川町子ども・子育て会議の設置

本計画の内容を審議するため、寒川町子ども・子育て会議を設置し、学識経験者、保育・教育関係者、子ども・子育て支援に関する関係団体などの委員による議論を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

「寒川町パブリックコメント手続に関する規則」に基づき、計画案に対する意見及び情報を広く町民から募集しました。

第2章 子ども・子育てをめぐる現状

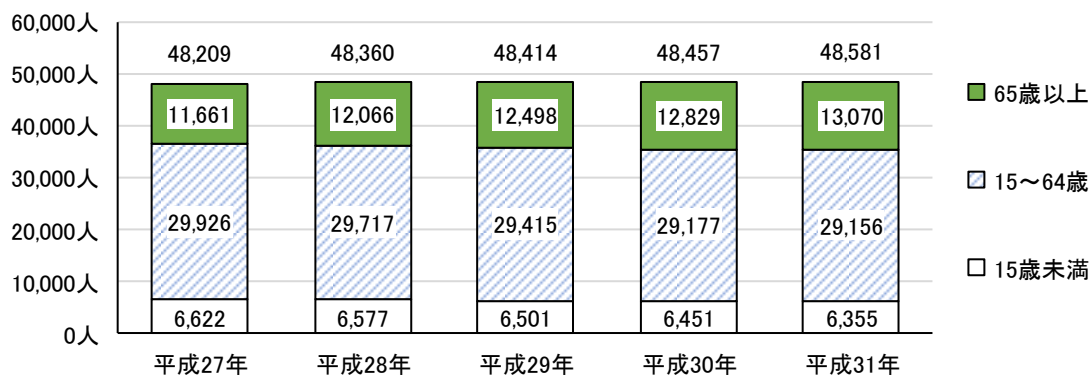
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

町の人口は、平成31年4月1日現在、48,581人となっています。平成27年からの推移をみると、年々増加しており、5年間で372人の増加となっています。

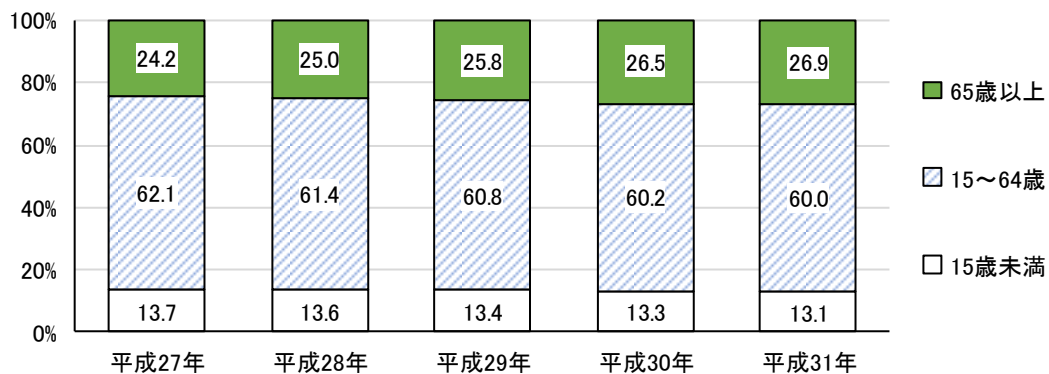
年齢3区分でみると、65歳以上の老年人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表2-1 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表2-2 年齢3区分人口構成比の推移



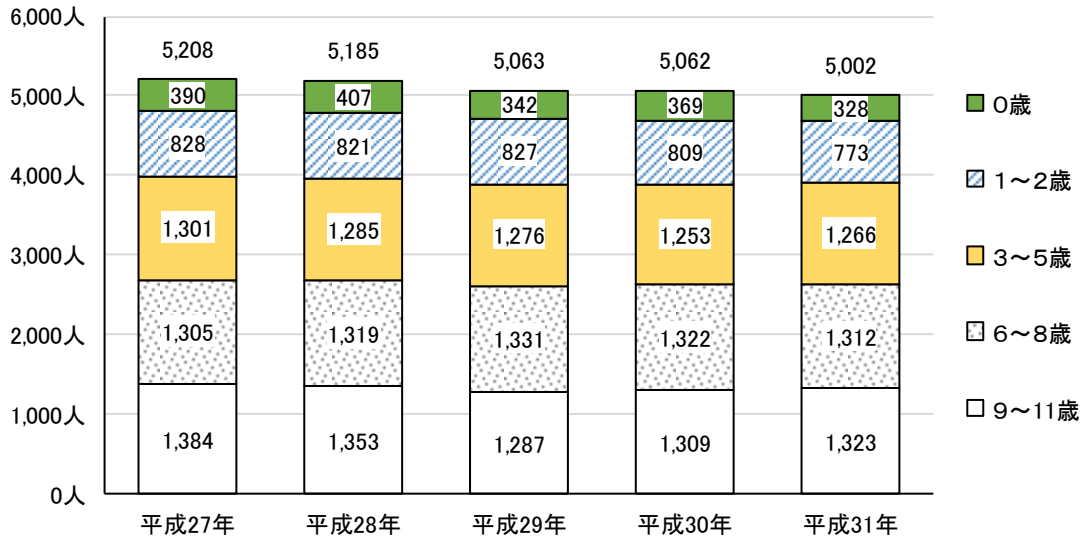
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童数

町の0～11歳の児童数は、平成31年4月1日現在で5,002人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

図表2-3 児童数の推移



(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	390	407	342	369	328
1~2歳	828	821	827	809	773
3~5歳	1,301	1,285	1,276	1,253	1,266
6~8歳	1,305	1,319	1,331	1,322	1,312
9~11歳	1,384	1,353	1,287	1,309	1,323
合計	5,208	5,185	5,063	5,062	5,002

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

町の世帯数は、増加傾向にあり、平成29年には19,038世帯となっています。

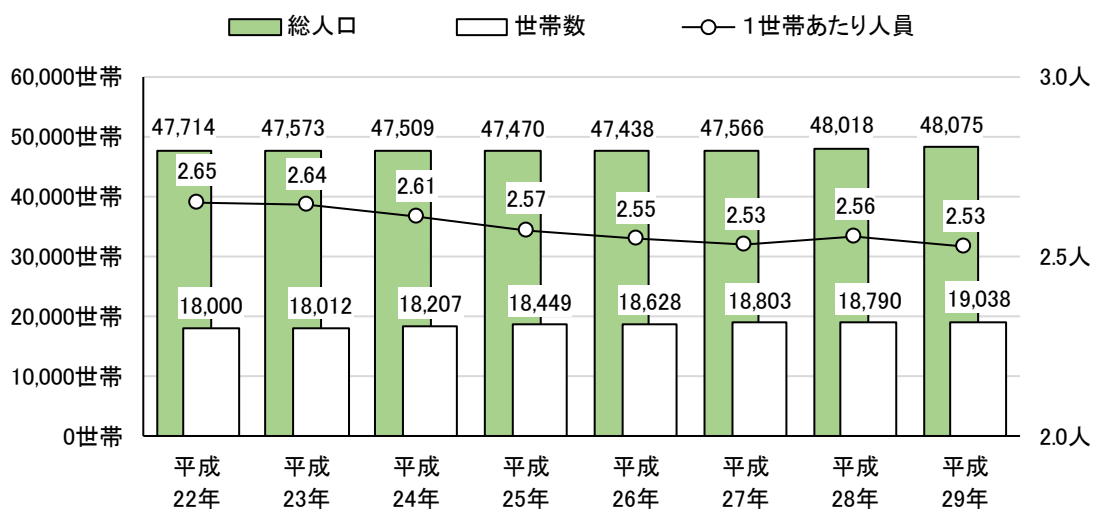
一方、1世帯あたり人員数は減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがわかります。

図表2-4 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
総人口	47,714	47,573	47,509	47,470	47,438	47,566	48,018	48,075
世帯数	18,000	18,012	18,207	18,449	18,628	18,803	18,790	19,038
1世帯あたり人員	2.65	2.64	2.61	2.57	2.55	2.53	2.56	2.53

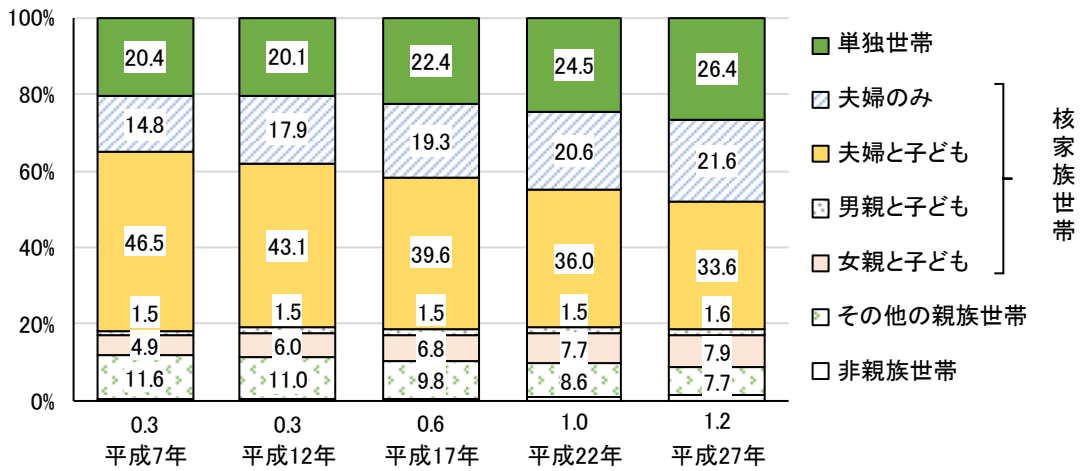
資料：神奈川県 国勢調査確定数を基準人口とした推計人口(各年1月1日現在)



(4) 世帯類型

町の世帯類型による世帯数の推移をみると、平成27年では核家族世帯が総世帯数の64.7%を占めており、そのうち「夫婦のみ」の世帯と「ひとり親（男親と子ども及び女親と子ども）」の世帯が年々増加しています。

図表2-5 世帯類型による世帯割合及び世帯数の推移



資料: 国勢調査

単位: 世帯

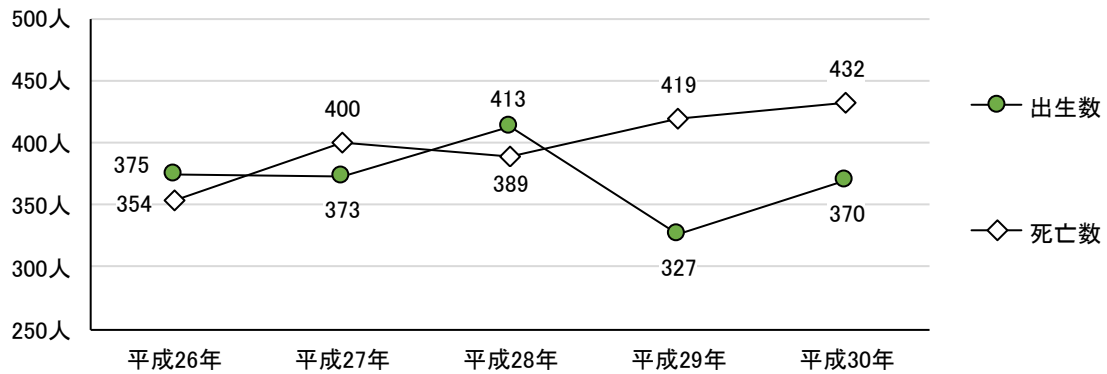
家族類型別世帯数	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	6歳未満親族のいる世帯	18歳未満親族のいる世帯
総世帯数	15,629	15,933	17,142	18,003	18,710	1,844	4,538
単独世帯	3,185	3,210	3,840	4,411	4,941		5
親族世帯	12,393	12,675	13,204	13,414	13,553	1,837	4,520
核家族世帯	10,580	10,922	11,524	11,858	12,117	1,666	3,947
夫婦のみ	2,313	2,846	3,304	3,702	4,034		
夫婦と子ども	7,274	6,869	6,795	6,487	6,292	1,597	3,492
男親と子ども	228	245	259	277	304	6	53
女親と子ども	765	962	1,166	1,392	1,487	63	402
その他の親族世帯	1,813	1,753	1,680	1,556	1,436	171	573
非親族世帯	51	48	98	178	216	7	13

資料: 国勢調査(世帯の家族類型「不詳」を除く)

(5) 自然動態

町の出生数及び死亡数の推移をみると、平成29年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

図表2-6 出生数及び死亡数の推移

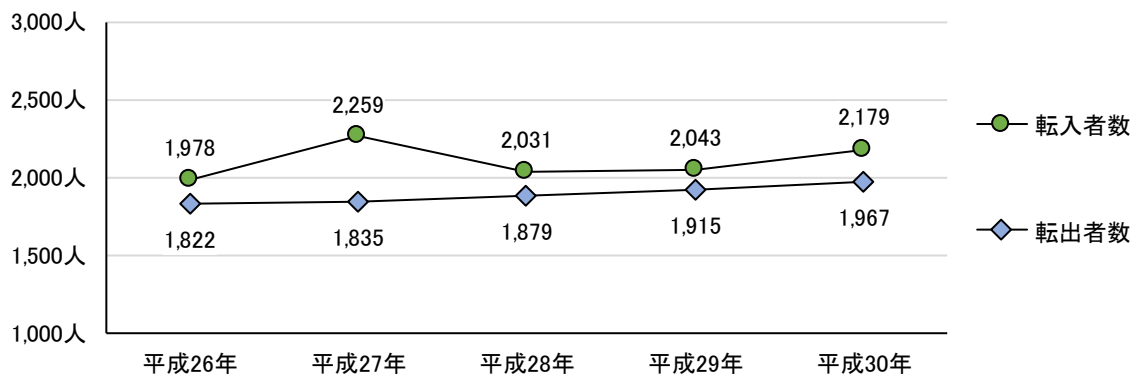


資料: 神奈川県衛生統計年報

(6) 社会動態

町の転入者数及び転出者数の推移をみると、転入者数が転出者数を上回っており、それに伴って子育て世代の転入も多くなっていると考えられます。

図表2-7 転入者数及び転出者数の推移



資料: 神奈川県衛生統計年報

2 少子化の動向

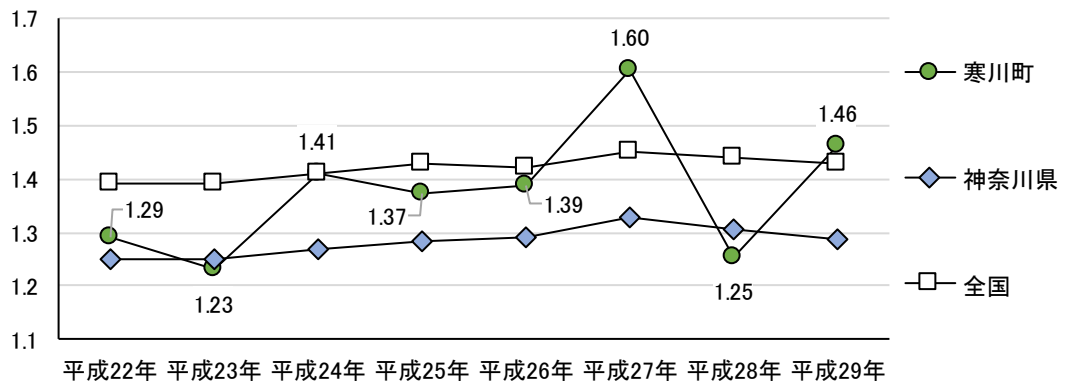
(1) 合計特殊出生率

町の合計特殊出生率は、平成29年で1.46となっており、全国及び神奈川県の数値を上回っています。

図表2-8 合計特殊出生率の推移

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
寒川町	1.29	1.23	1.41	1.37	1.39	1.60	1.25	1.46
神奈川県	1.25	1.25	1.27	1.28	1.29	1.33	1.31	1.29
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：神奈川県衛生統計年報統計表 人口動態調査



(2) 出生数・出生率

町の出生数は増減を繰り返して推移しており、平成29年は370人、出生率(人口千人あたり)は7.7‰となっています。

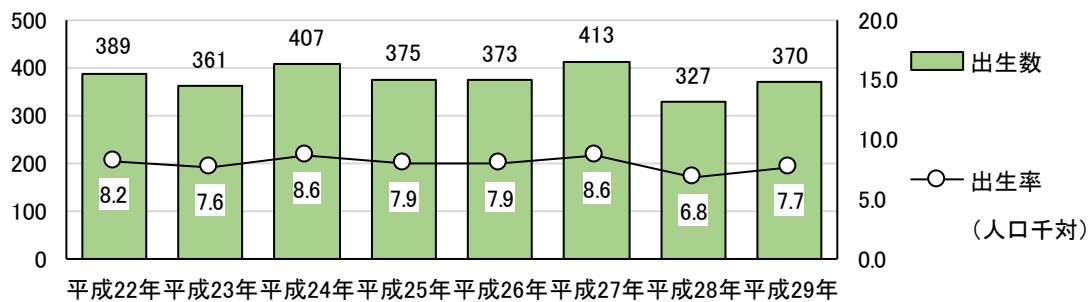
出生率を全国及び神奈川県と比較すると、平成29年は全国及び神奈川県を0.1ポイント上回っています。

図表2-9 出生数・出生率の推移

単位:人、‰(パーミル、千分率)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	389	361	407	375	373	413	327	370
出生率	8.2	7.6	8.6	7.9	7.9	8.6	6.8	7.7

資料:神奈川県衛生統計年報統計表 人口動態調査

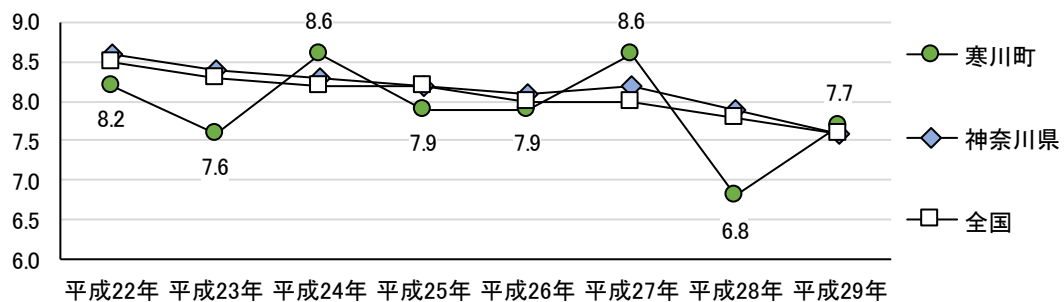


図表2-10 出生数・出生率の比較

単位:‰(パーミル、千分率)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
寒川町	8.2	7.6	8.6	7.9	7.9	8.6	6.8	7.7
神奈川県	8.6	8.4	8.3	8.2	8.1	8.2	7.9	7.6
全国	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料:神奈川県衛生統計年報統計表 人口動態調査



(3) 男性の未婚率の推移

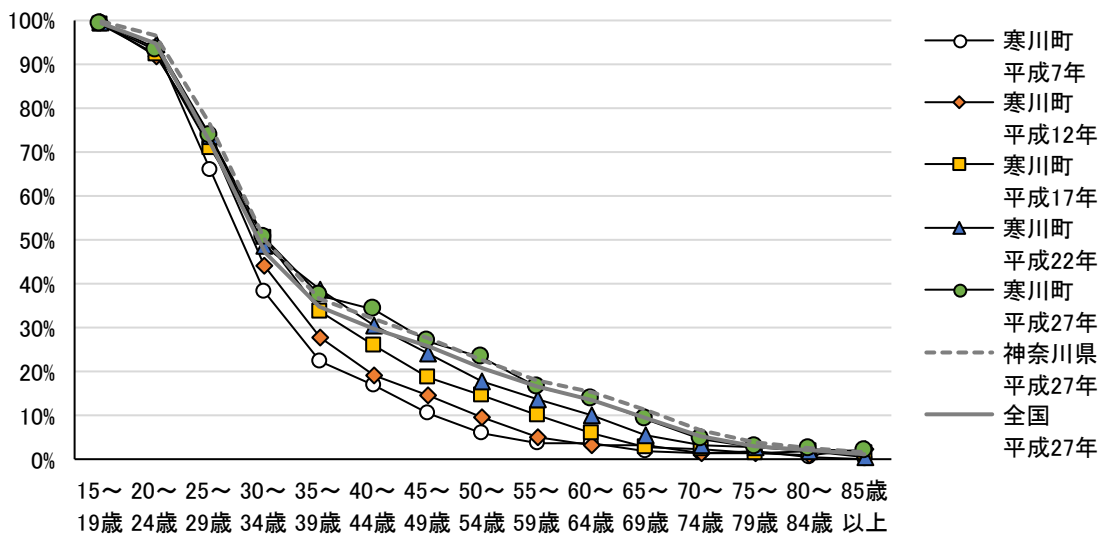
町の男性の平成27年の未婚率は、25～29歳が73.6%、30～34歳が50.4%、35～39歳が37.3%、40～44歳が34.3%、45～49歳が27.1%となっており、いずれも全国値より高くなっています。

図表2-11 男性の未婚率の推移

単位：%

	寒川町					神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.7	99.5	99.4	99.6	99.0	99.7	99.7
20～24歳	93.6	92.1	92.4	94.7	93.5	96.6	95.0
25～29歳	66.2	72.6	70.8	73.9	73.6	76.8	72.7
30～34歳	38.2	44.2	50.4	48.9	50.4	50.0	47.1
35～39歳	22.2	27.8	33.9	38.5	37.3	36.8	35.0
40～44歳	16.7	18.9	26.1	30.4	34.3	32.3	30.0
45～49歳	10.7	14.7	18.7	24.3	27.1	27.5	25.9
50～54歳	6.1	9.4	14.5	17.7	23.2	22.4	20.9
55～59歳	3.8	5.0	10.2	13.8	16.5	18.0	16.7
60～64歳	3.6	3.4	6.0	9.8	13.5	15.5	13.6
65～69歳	1.9	3.3	2.8	5.4	9.3	11.0	9.3
70～74歳	1.2	1.3	2.5	3.1	4.7	6.5	5.3
75～79歳	1.7	1.5	1.3	2.9	2.5	3.7	3.2
80～84歳	0.6	1.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.0
85歳以上	0.0	2.4	1.6	0.4	1.7	1.6	1.2

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



(4) 女性の未婚率の推移

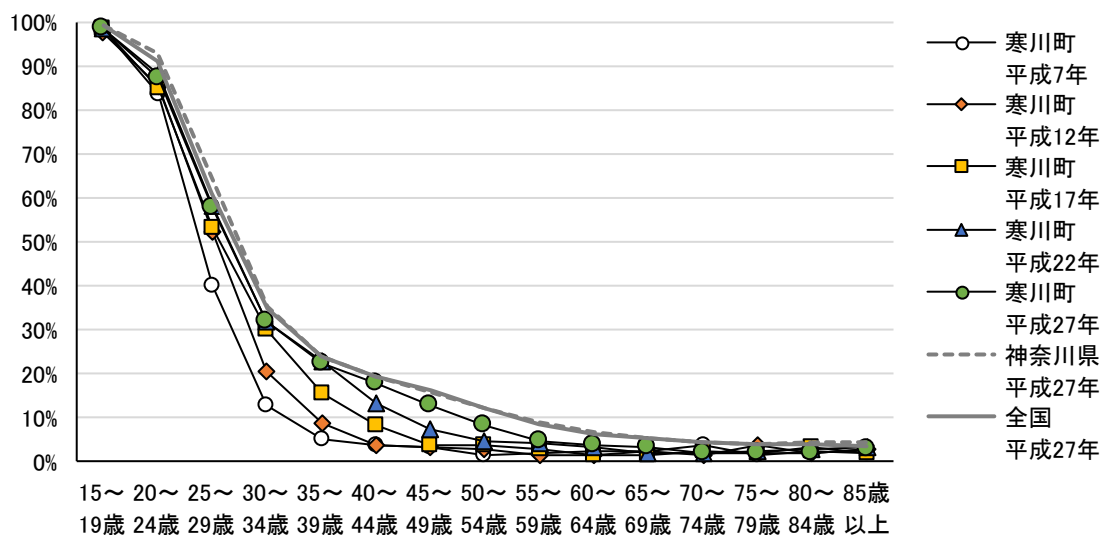
町の女性の平成27年の未婚率は、25～29歳が57.9%、30～34歳が31.9%、35～39歳が22.5%、40～44歳が17.9%、45～49歳が12.9%となっており、全体的に全国値及び神奈川県より低くなっています。

図表2-12 女性の未婚率の推移

単位：％

	寒川町					神奈川県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	98.8	98.1	98.8	99.0	99.0	99.5	99.4
20～24歳	83.7	85.5	85.0	88.2	87.4	93.3	91.4
25～29歳	40.1	52.5	53.2	58.4	57.9	64.7	61.3
30～34歳	12.8	20.6	29.9	31.7	31.9	35.4	34.6
35～39歳	4.9	8.7	15.7	22.6	22.5	23.7	23.9
40～44歳	3.5	3.8	8.0	13.3	17.9	19.2	19.3
45～49歳	3.4	3.3	3.5	7.3	12.9	15.6	16.1
50～54歳	1.6	2.8	3.6	4.4	8.0	11.9	12.0
55～59歳	2.0	1.3	2.9	4.1	4.4	8.8	8.3
60～64歳	2.3	1.6	1.4	3.0	3.8	6.5	6.2
65～69歳	2.3	2.4	1.3	1.9	3.3	5.4	5.3
70～74歳	3.6	1.2	2.1	2.0	1.9	4.2	4.3
75～79歳	1.3	3.7	1.7	2.4	1.8	3.9	3.9
80～84歳	2.5	2.0	3.3	2.7	1.7	4.4	3.9
85歳以上	1.9	2.7	1.8	3.4	2.6	4.2	3.6

資料：国勢調査（年齢不詳は含まれていません）



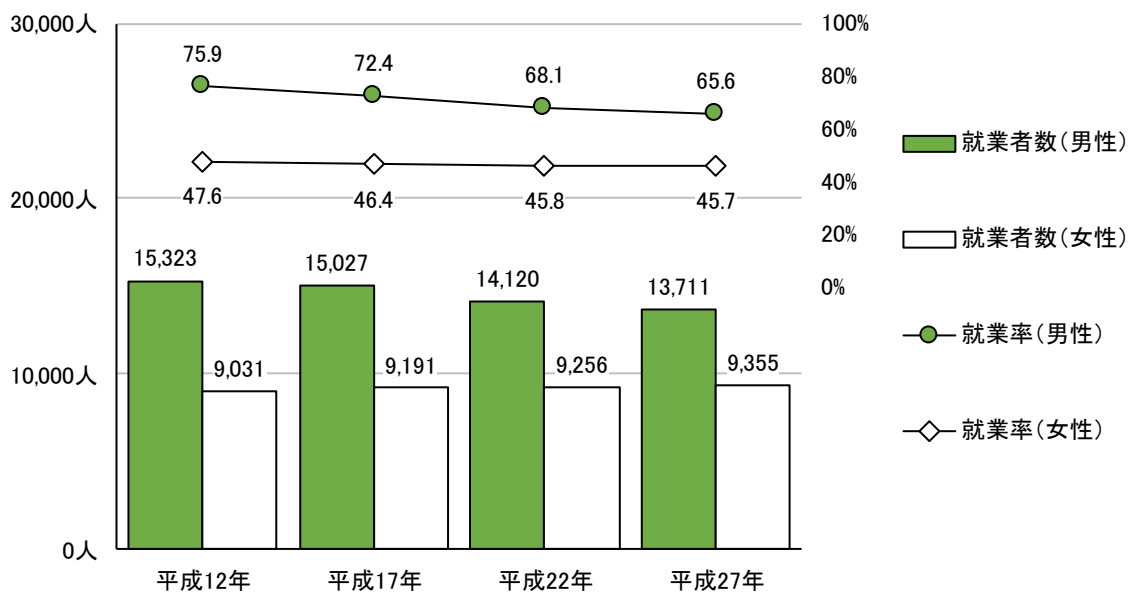
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

町の就業者数について、男性は年々減少していますが、女性は年々増加しており、平成27年では9,355人となっています。

就業率は、男女ともに年々低下し、平成27年では男性が65.6%、女性が45.7%となっています。

図表2-13 女性の就業者数の推移



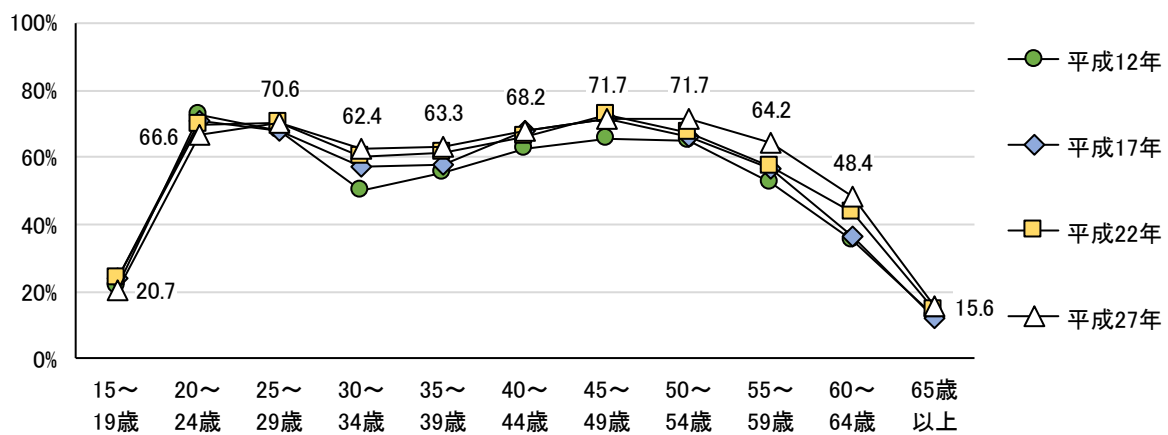
資料: 国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

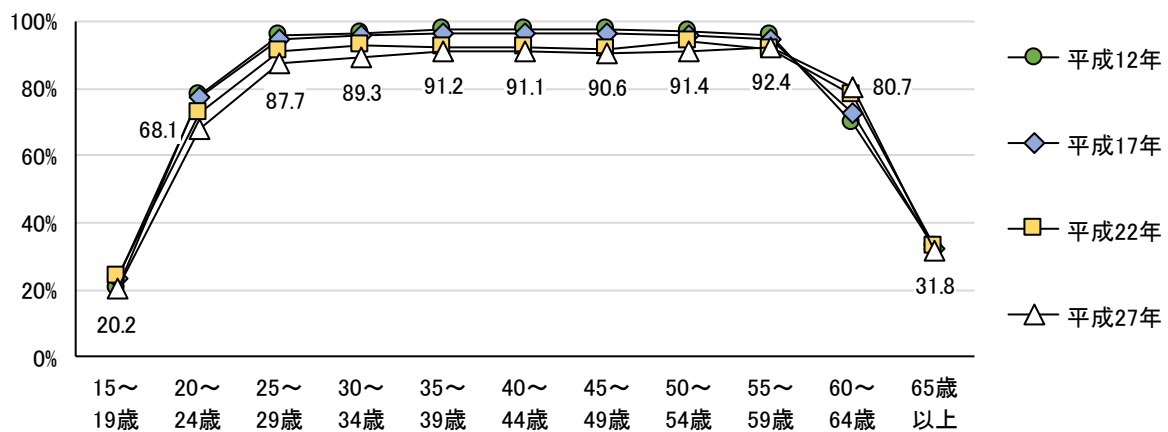
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

図表2-14 女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

図表2-15 男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

4 ニーズ調査結果の概要

調査は、事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の利用意向等を把握・分析することを目的として実施しました。

■調査期間

平成30年11月～平成30年12月

■調査対象

種類	対象者	調査件数
就学前児童	就学前児童を持つ保護者	1,970件
小学生	就学児童の保護者	962件

■回収結果

種類	配布・回収方法	有効回収数	有効回収率
就学前児童	配付: 郵送 回収: 郵送・Web・回収箱	850件	43.1%
小学生	学校にて配付・回収	470件	48.9%

■ニーズ調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。

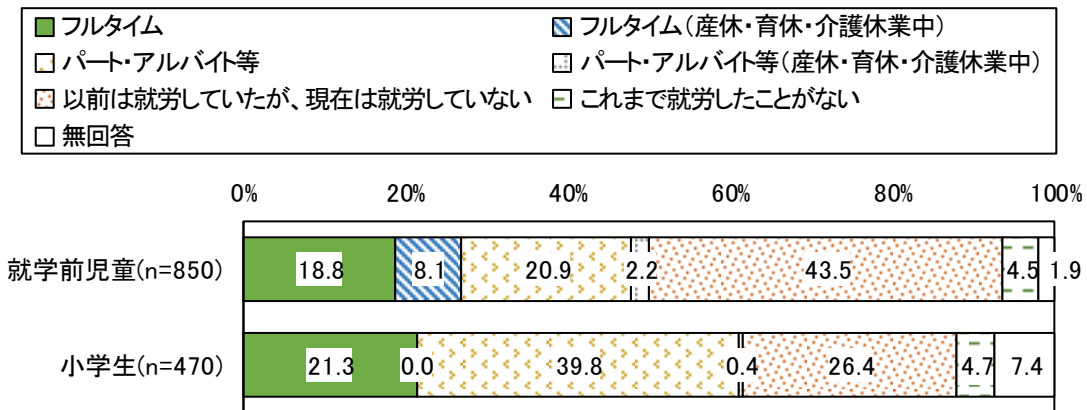
(1) 母親の就労状況・就労希望

就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が20.9%、「フルタイム」が18.8%で、産休・育休・介護休業中の母親と合わせると50.0%が就労している状況です。

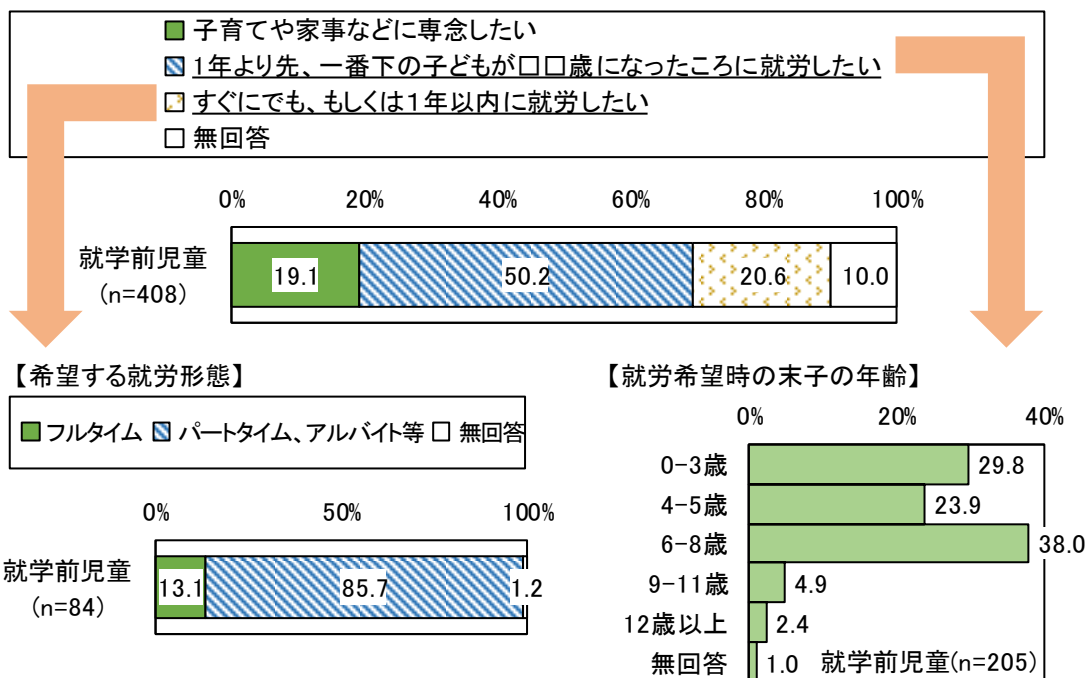
一方、小学生の母親は、「パート・アルバイト等」が39.8%、「フルタイム」が21.3%で、産休・育休・介護休業中の母親と合わせると61.5%が就労している状況です。

就学前児童の母親のうち、就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」が50.2%で最も多く、そのうちの53.7%が就学前の年齢からの就労を希望しています。また、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方の85.7%は「パートタイム、アルバイト等」を希望しています。希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト等」が85.7%でした。

図表2-16 母親の就労状況



図表2-17 就労していない母親の就労希望



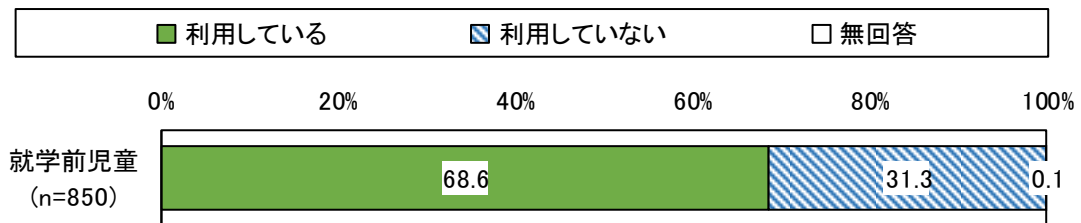
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」と回答した方が68.6%を占めています。

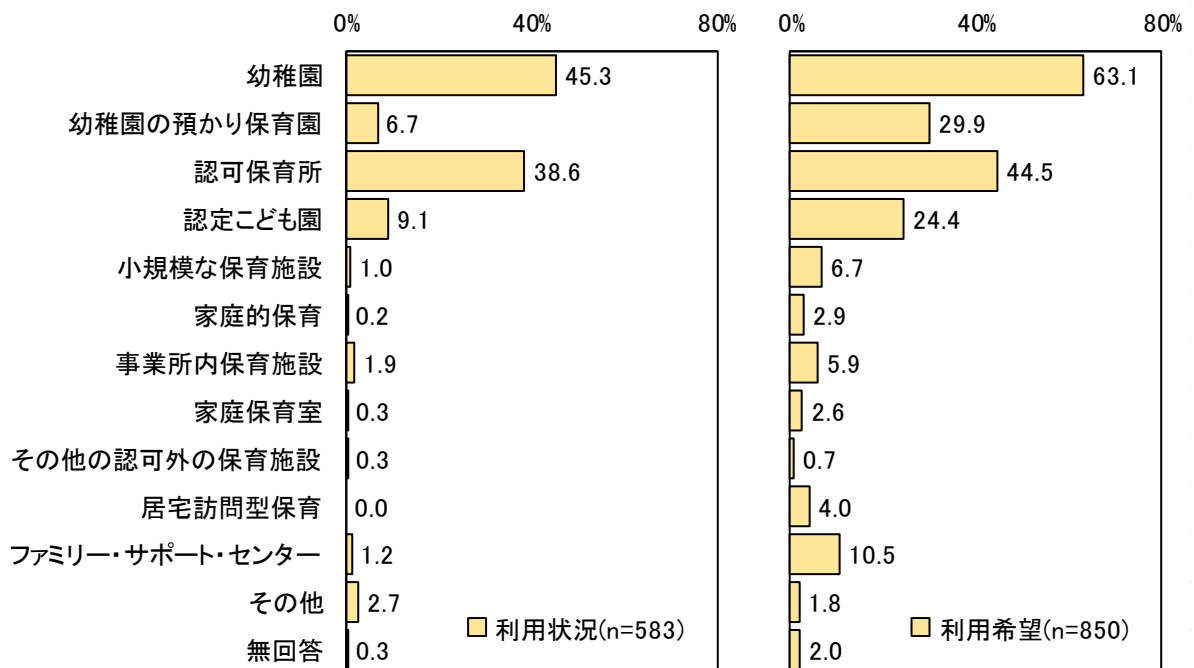
利用中の定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」が45.3%で最も多く、次いで「認可保育所」が38.6%、「認定こども園」が9.1%、「幼稚園の預かり保育」が6.7%となっています。

一方、利用を希望する定期的な教育・保育事業は、「幼稚園」が63.1%、「認可保育所」が44.5%、「幼稚園の預かり保育」が29.9%、「認定こども園」が24.4%となっています。

図表2-18 定期的な教育・保育事業の利用状況



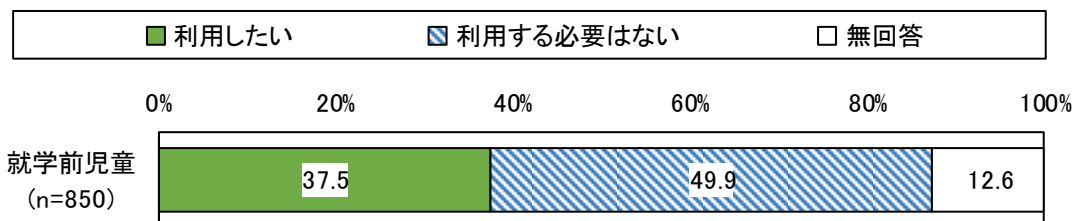
図表2-19 利用中の定期的な教育・保育事業と希望する定期的な教育・保育事業



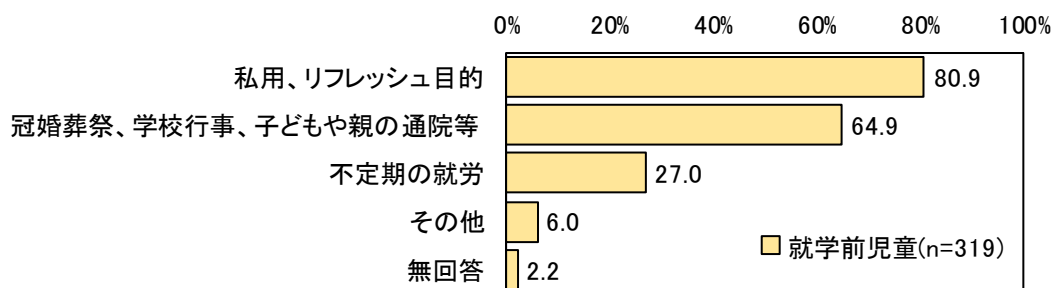
(3) 一時保育事業の利用

一時保育事業の利用希望は、「利用したい」が37.5%となっており、利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」「不特定の就労」の順に多くなっています。

図表2-20 一時保育事業の利用希望



図表2-21 一時保育事業の利用目的

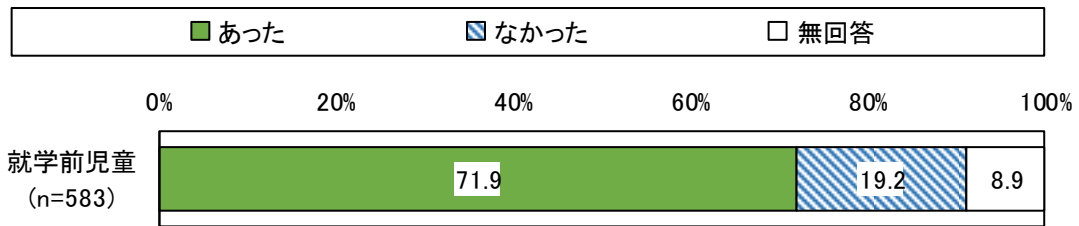


(4) 病児・病後児保育の利用

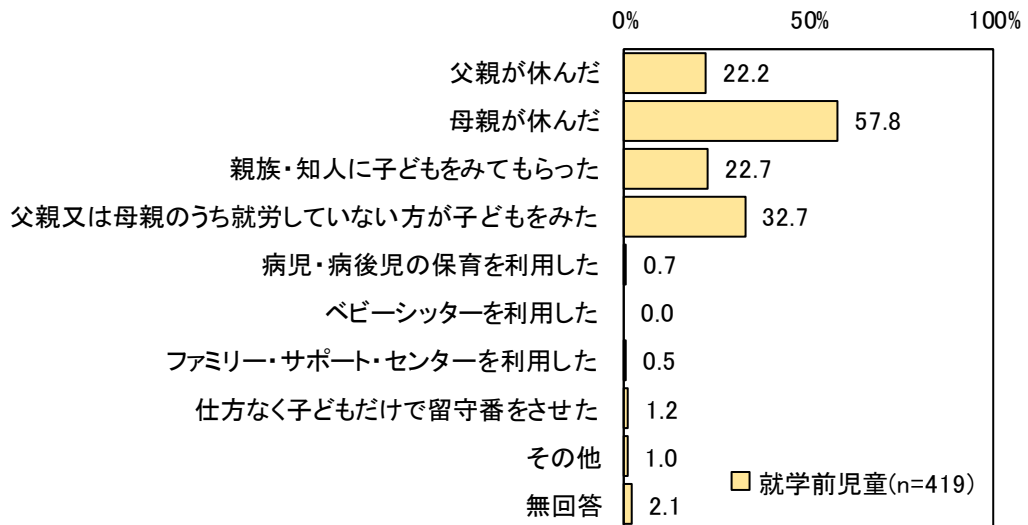
定期的な教育・保育事業を利用している家庭のうち、子どもが病気やケガで、通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が71.9%となっており、この1年間の対処方法では、「母親が休んだ」が57.8%で最も多く、父親・母親が休むことが多くなっています。

また、父親・母親が休んだ場合の病児・病後児保育施設等の利用意向は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.7%となっています。

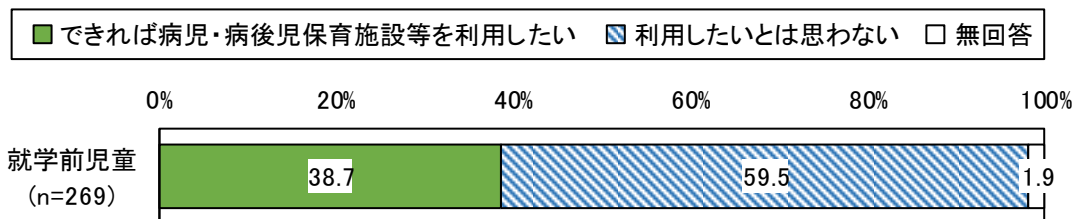
図表2-22 子どもが病気やケガで、通常の事業が利用できなかったこと



図表2-23 この1年間の対処方法



図表2-24 父親・母親が休んだ場合の病児・病後児保育施設等の利用意向



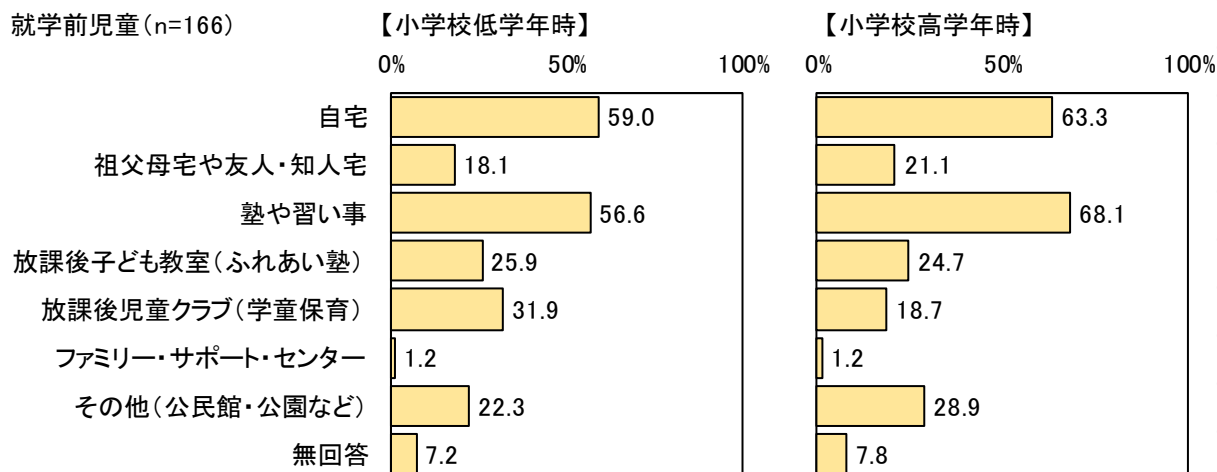
(5) 放課後の過ごし方

就学前の二一ズ調査では、希望する小学校低学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が59.0%で最も多く、「塾や習い事」が56.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が31.9%、「放課後子ども教室（ふれあい塾）」が25.9%となっています。

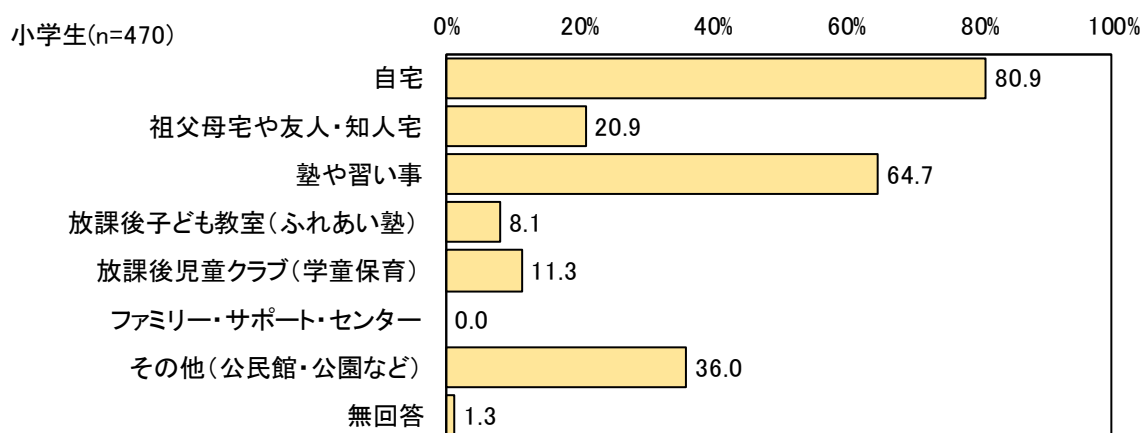
希望する小学校高学年時の放課後の過ごし方は、「塾や習い事」が68.1%、「自宅」が63.3%となっています。一方、「放課後児童クラブ（学童保育）」は18.7%にとどまっており、低学年時と比較すると13.2ポイント少なくなっています。

小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が80.9%で最も多く、「塾や習い事」が64.7%、「その他（公民館、公園など）」が36.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が11.3%となっています。

図表2-25 希望する放課後の過ごし方（就学前児童・5歳以上）



図表2-26 放課後の過ごし方（小学生）

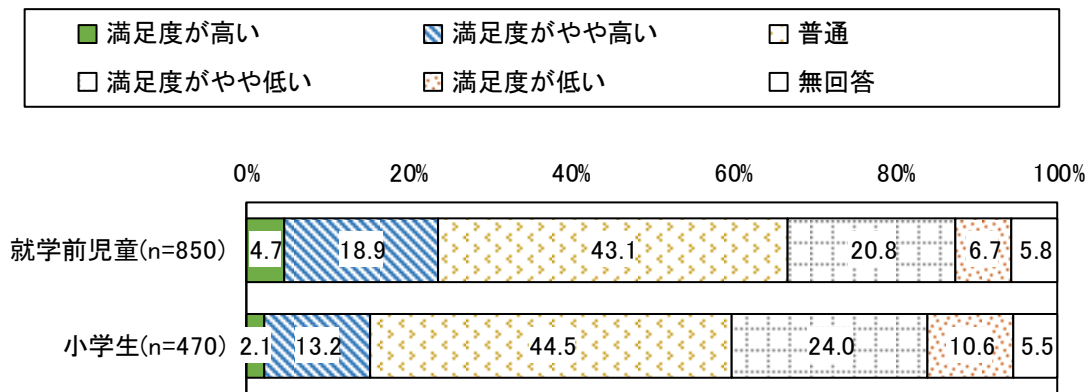


(6) 寒川町の子育ての環境や支援への満足度

寒川町の子育ての環境や支援に対する満足度の状況について、就学前児童の保護者は、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が23.6%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計が27.5%で後者が3.9ポイント上回っています。

また、小学生の保護者は、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が15.3%、「満足度が低い」と「満足度がやや低い」の合計が34.6%で後者が19.3ポイント上回っています。

図表2-27 寒川町の子育ての環境や支援への満足度



第3章 第1期計画の評価

1 各事業の評価

本計画の策定にあたり、第1期計画に盛り込んだ事業について、平成27年度からの4年間の進捗状況の評価として、平成30年度の事業実施結果を踏まえて評価を行いました。

この事業は、町の子ども・子育て支援施策を展開するために、次世代育成支援対策行動計画から継承する形で計画に位置づけて推進しているものです。

評価は、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況について「進行管理票」を用いて、3段階の評価ランク付けをする方法で行い、寒川町子ども・子育て会議において報告し了承されたものです。

評価ランクは、「A = 目標達成・目標に向け順調」「B = 目標に向け遅延」「C = 未実施・廃止の方向」の3分類となっています。

2 事業の評価と課題

第1期計画の基本目標における事業の進捗状況は、下表のとおり全体の81.1%にあたる77事業が、目標達成あるいは目標に向け順調というA評価になっています。

あくまでも指標に対する評価であり、事業を取り巻く環境によっては、少なからず課題もあります。基本目標別事業の評価と課題において、基本目標の施策名ごとに、事業の評価状況を示すとともに、主な課題や事業の状況について整理します。

■全体の評価結果

基本目標	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
基本目標1 子育て家庭の支援	41	35	4	0	2
基本目標2 母子の健康の確保と増進	12	12	0	0	0
基本目標3 教育環境の整備	10	8	2	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	19	13	3	0	3
基本目標5 要支援家庭への取り組み	13	9	1	0	3
計	95	77	10	0	8

全95事業中、再掲は17事業

■基本目標別事業の評価と課題

基本目標1 子育て家庭の支援 (事業番号1～41)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 地域での子育て家庭の支援	30	25	4	0	1
② 仕事と子育ての両立	4	4	0	0	0
③ 子育て家庭への経済的支援の充実	7	6	0	0	1
計	41	35	4	0	2

再掲8事業

◆評価と課題◆

基本目標1の「子育て家庭の支援」については、「地域での子育て家庭の支援」「仕事と子育ての両立」「子育て家庭への経済的支援の充実」の3つの施策を進めるため41事業を行い、85.4%にあたる35事業がA評価となっています。

A評価のうち「児童クラブ運営事業」や「保育所運営事業」においては、面積要件等を満たす範囲で定員を超えた児童を受入れているものの、待機児童の解消には至っておらず、対応が求められています。

また、B評価のうち「ファミリーサポートセンター事業」においては、まかせて会員が少ない状況が課題となっており、事業についての周知を工夫するなど会員の増に努める必要があります。

基本目標2 母子の健康の確保と増進 (事業番号42～53)

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 母と子の健康づくり	11	11	0	0	0
② 保健医療の充実	1	1	0	0	0
計	12	12	0	0	0

◆評価と課題◆

基本目標2の「母子の健康の確保と増進」では、「母と子の健康づくり」「保健医療の充実」について12事業を実施し、すべてA評価となっています。

「食育教室」では、離乳食をこれから始める児を対象とした前期の講習会について、隔月開催となっていることで適切な時期に受講できないケースが課題となっていました。平成31（令和元）年度から毎月開催に改善を図りました。

母子保健に関係する事業については、核家族化の進展や個々の家庭の抱える状況が複雑多様化するなど、子育て家庭を取り巻く環境が厳しくなっていることから、子育て世代包括支援センター事業など切れ目のない支援を提供できるよう、さらに取り組みを充実させる必要があります。

基本目標3 教育環境の整備

事業番号54～63

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 学校教育の充実	5	3	2	0	0
② 幼児教育の充実	2	2	0	0	0
③ 家庭や地域の教育力の向上	3	3	0	0	0
計	10	8	2	0	0

再掲3事業

◆評価と課題◆

基本目標3の「教育環境の整備」については、「学校教育の充実」「幼児教育の充実」「家庭や地域の教育力の向上」の3つの施策を進めるため10事業を行い、80%にあたる8事業がA評価となっています。

「教育相談事業」がB評価となっており、児童・生徒の抱える課題の多様化、個への対応の複雑化が課題となっています。今後も、個に寄り添った相談・指導を行います。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

事業番号64～82

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① バリアフリーのまちづくり	2	1	0	0	1
② 安全・安心まちづくり	11	7	2	0	2
③ 子どもの遊び場の確保	6	5	1	0	0
計	19	13	3	0	3

再掲3事業

◆評価と課題◆

基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」については、「バリアフリーのまちづくり」「安全・安心まちづくり」「子どもの遊び場の確保」を図るため19事業を行いました。68.4%にあたる13事業がA評価となっています。

「放課後子ども総合プラン推進事業」は、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室（ふれあい塾）を同一敷地内で設置運営している校区の割合を指標としたことから、100%でA評価となっていますが、学童保育とふれあい塾が連携した運営を行うことを目指して、まずはふれあい塾を拡充する取り組みを進めることが課題となっています。

「児童遊び場の整備」はB評価となっており、砂場への抗菌剤散布や遊び場の除草など整備に努めているものの、老朽化する遊具の今後のあり方を地域関係者等と検討する必要があります。

「広場等の整備」の整備については、令和元年9月に青少年広場へ公衆用トイレを設置し、衛生環境の改善を図りました。

基本目標5 要支援家庭への取り組み

事業番号83～95

施策名	事業数	評価ランク			
		A	B	C	設定なし
① 児童虐待の防止	3	3	0	0	0
② ひとり親家庭への支援	4	2	1	0	1
③ 障害児施策の充実	6	4	0	0	2
計	13	9	1	0	3

再掲3事業

◆評価と課題◆

基本目標5の「要支援家庭への取り組み」では、「児童虐待の防止」「ひとり親家庭への支援」「障害児施策の充実」の3つの施策について13事業に取り組みました。そのうちの69.2%にあたる9事業がA評価でした。

ここ数年、全国的にも話題となり法改正もされている児童虐待の防止について、町では「児童虐待防止のネットワーク事業」として取り組んでいます。児童虐待防止は、母子保健とも密接に関わっており、子育て家庭を取り巻く環境が厳しくなっている現状を踏まえ、子育て世代包括支援センター事業など切れ目のない支援の提供とともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関との情報連携により、児童虐待の未然防止と早期発見に引き続き努める必要があります。

また、特別支援学級がすべての小・中学校に設置されたとはいえ、特別な配慮が必要な児童・生徒が増えていることから、「特別支援教育推進事業（小・中学校）」における補助員の需要は、今後も増えていくものと思われます。児童・生徒の様々なニーズに寄り添った対応ができるよう、人的環境整備を図る必要があります。

3 第1期計画の総括

第1期計画に盛り込んだ事業の評価については、全95事業中77事業がA評価という結果で、個々の事業については状況により課題等もありますが、概ね順調に事業を実施できており、各基本目標に掲げた施策を実現するために必要な事業であると言えます。

しかしながら、第2章の「ニーズ調査結果の概要」にもあるとおり、町の子育て環境や支援への満足度について見てみると、就学前児童の保護者も小学生の保護者も、ともに満足度が低いほうの割合が、高い方の割合を上回っており、まだまだ子育て支援の取り組みが不十分であると思われます。

本計画期間においても、第1期計画期間から継続する事業、新たに加える事業などを精査し、町の子育て支援をさらに充実させる事業を位置づけて、取り組みを進めていくことが求められています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

◇◆基本理念◆◇

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

子ども・子育て支援法は、子育てについての第一義的な責任が親（保護者）にあることを前提としながら、社会環境の変化とそれに伴う子育ての考え方やスタイルの多様化等を踏まえ、社会の構成員が各々の役割を果たしながら相互に協力して、地域社会全体で子ども・子育て支援を行うことを理念としています。

町では、これまで「のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり」を基本理念として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指して、子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

この基本理念は、「寒川町次世代育成支援対策行動計画」の策定時から、町が子ども・子育て支援に取り組むにあたっての一貫した姿勢です。子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

近年、子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増していることや、それに伴って児童虐待の未然防止や早期発見に資する取り組みがさらに求められていることを考えると、地域社会全体で子どもを見守り、子育てを支援することが、ますます重要になっています。

こうした状況を踏まえ、本計画においてもこの基本理念を継承し、まち全体での子ども・子育て支援のさらなる充実に引き続き取り組んでまいります。

2 計画の基本的な視点

(1) 子どもへの支援

子どもは、未来に向かう社会全体の「宝」であるとともに、いずれは自分の子どもを育てる「将来の親」でもあります。児童の権利に関する条約の締約国として、子どもの種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されている中で、子育て支援施策は、すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して取り組む必要があります。また、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めることも重要です。

(2) 社会全体による子育て支援

子どもを育てる第一義的な責任は親（保護者）にあります。子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増す現代社会では、親だけで子育てしていくことが困難な家庭や状況もあります。子育て家庭の孤立化が、児童虐待につながることも懸念されます。こうしたことを踏まえて、子育て支援施策は、国や地方公共団体だけでなく家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で協力して取り組むべき課題となっていることから、様々な担い手の協働の下に事業を進めていくことが必要です。

特に、町で子育てに関する活動を行う NPO、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする地域活動団体、民間事業者等、様々な地域の社会資源を活用することが重要です。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための支援

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、夫婦で働きながら子どもを育てる家庭が増える中、妊娠期から子育て期を通じて、様々な悩みを抱える家庭も増えていきます。また、子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズも多様化しており、安心して利用できる子育て支援施策が求められています。

妊娠期から様々な相談に応じて切れ目ない支援を提供するとともに、町だけでなく企業を含めた関係者の連携のもと、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めることが、少子化対策の観点からも重要です。また、子育て支援施策を安心して利用できるようサービス提供量の適切な確保と質の向上に努めることが重要です。

※ 第1期計画までの「計画の基本的な視点」は、次世代育成支援対策行動計画策定時に国が示した「行動計画策定指針」において、「行動計画の策定に関する基本的事項」として定められていたものを、次世代育成支援対策行動計画を踏襲する形で同じ内容で乗せたものでした。

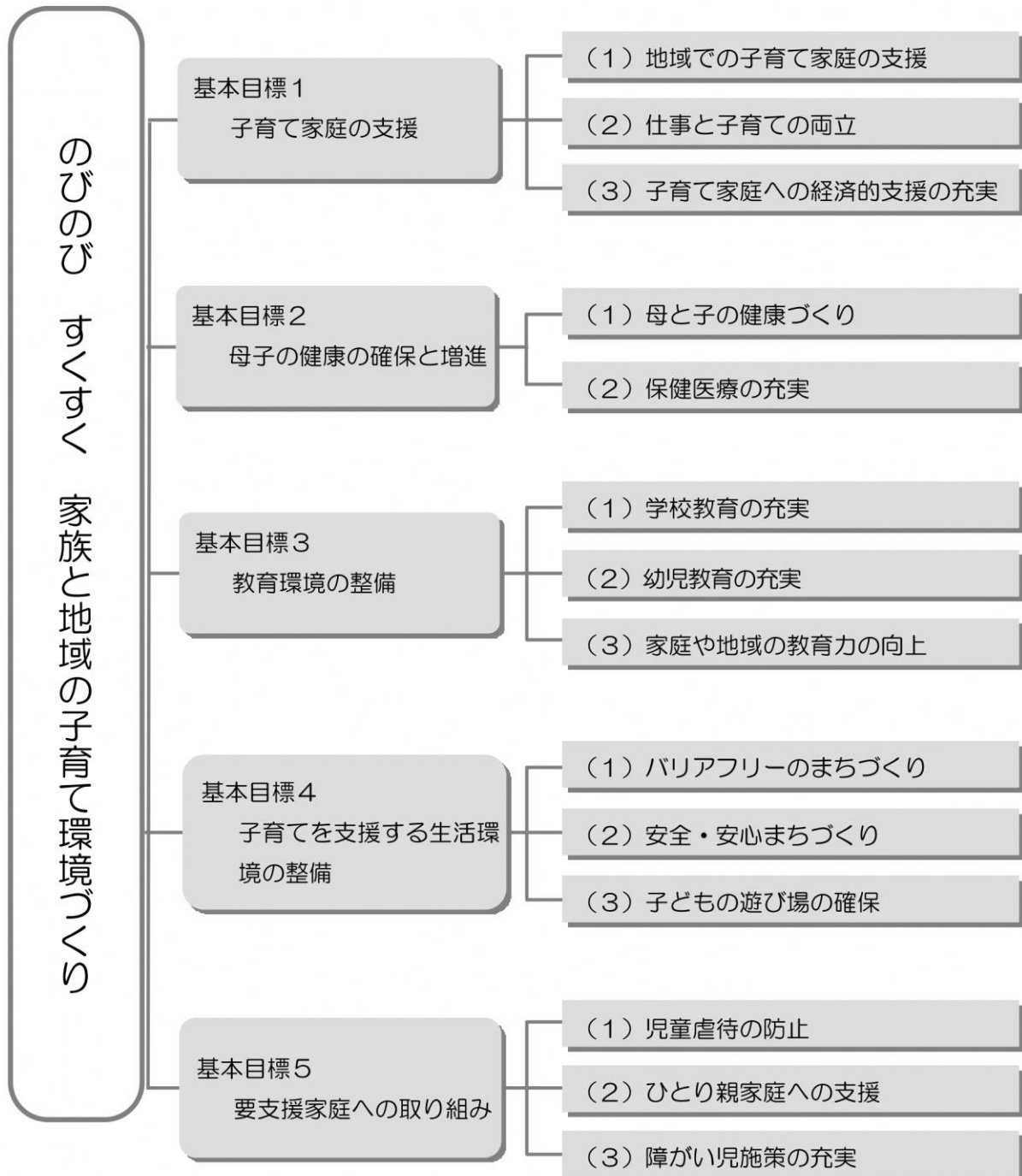
※ 本計画では、国が示している「行動計画の策定に関する基本的事項」（平成27年度適用版）を集約して、大きく3つの視点にまとめ直しました。

3 施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の基本的方向》



第5章 施策の推進

第5章の内容は精査中で、現時点では第1期と同じ内容になっています。11月に予定する会議までに、改めて資料を提示させていただき、ご意見を伺いたいと考えています。

基本目標1 子育て家庭の支援

施策の基本的方向1 地域での子育て家庭の支援

核家族化や都市化の進行により、世代間で子育てに関する知識を伝えていくことが難しくなっています。また、地域の人間関係が希薄化し、子育て家庭が孤立する傾向がみられることから、家庭での子育てを基本としながらも、社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心して産み育てられる環境づくりのため、多様な保育サービスの充実に努めるほか、相談支援や関係機関が連携した子育て支援ネットワークづくりなど、お互いを助け合えるような機会を提供することにより、地域から家庭における子育て「機能」の向上を図り、子育て支援の輪づくりを広げていきます。

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童クラブ運営事業	保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進する。	保育・青少年課
2	保育所運営事業（通常保育事業）	保護者の就労等により、保育が必要な児童の保育を実施する。	保育・青少年課
3	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間を超えて保育することについて支援する。	保育・青少年課
4	一時預かり事業（幼稚園）	町内幼稚園で早朝、延長、長期休暇中に、預かり保育を実施する。	保育・青少年課
5	一時保育事業（保育園）	日頃、保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預かる事業を行う。	保育・青少年課
6	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課
7	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。また、平成27年度より、経済的負担の軽減策として、利用料金に対して1時間あたり200円の町負担を設ける。（ひとり親家庭等、生活保護世帯は300円）	子育て支援課
8	民生委員児童委員活動事業	子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進する。また、地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行う。	福祉課
9	（仮称）健康福祉総合センター検討・建設事業	（仮称）健康福祉総合センターの建設に向けて検討していく。	福祉課

事業No.	事業名	事業内容	担当課
10	日中一時支援事業	日中、福祉施設において、障がい児を一時的に預かることで、家族の一時的な休息の提供や就労機会を支援する。	福祉課
11	養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、訪問支援を実施する。	子育て支援課
12	地域子育て環境づくり支援事業	子育て支援に関する事業を実施する団体で、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組み等に対する事業費の補助を行う。	子育て支援課
13	子育て支援プログラム実施事業	子育て支援に悩みを抱えた家庭に対する、子育て支援プログラム（NP等）を実施する。	子育て支援課

（2）子育て情報提供体制の充実

子育て支援に関するさまざまなサービスや情報を子育て家庭に対して効果的、効率的に提供するとともに、子育てサークルの育成、支援に取り組みます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
14	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課
15	子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行う。	子育て支援課
16	幼稚園における相談・情報提供	保護者からの相談に応じ、随時必要な情報提供及び助言を行う。	子育て支援課
17	利用者支援事業	幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て情報を集約し、利用相談や情報提供を行う。	子育て支援課

（3）相談機能の充実

親だけにとどまらず、子どもも含め、子育てに関する情報を分かりやすく体系的に整理し、地域からの孤立や子育て不安を解消できる体制の整備に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
18	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課
19	育児相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図る。	子育て支援課
20	子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行う。	子育て支援課
21	利用者支援事業	幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て情報を集約し、利用相談や情報提供を行う。	子育て支援課

(4) 子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てを支援する人材、団体を育成し、地域子育て支援サポートシステムの基礎を築いていきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
22	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課
23	地域子育て環境づくり支援事業	子育て支援に関する事業を実施する団体で、地域の実情に応じた創意工夫ある取り組み等に対する事業費の補助を行う。	子育て支援課

(5) 児童の健全育成

子どもの健全育成のため、スポーツ、文化、レクリエーションなどの分野で、子どもにとって魅力ある事業や講座を企画、実施し、一層の活性化を図ります。また、子育て中の保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
24	平和推進事業	戦争の悲惨さ、平和の尊さについての意識の高揚を図るため、平和思想の普及、啓発に努める。	協働文化推進課
25	寒川総合体育館運営管理事業	多くの町民に体育館施設を利用してもらい、健康の増進と体力の向上を図る。	都市計画課
26	青少年育成事業	キャンプなどの事業の実施や青少年育成団体の活動支援などにより、青少年の健全育成を推進する。	保育・青少年課
27	子ども情報紙発行	子ども情報紙「すきっぷ」を幼稚園・保育所・小学生に配布する。	協働文化推進課
28	町営プール運営管理事業	夏季のスポーツ・レジャー施設として、利用者の需要に応えるため、現在休止中である町営プールの施設改修を実施する。(プール底面隆起により、平成25年7月30日より休止)	健康・スポーツ課
29	学校開放事業	町内の各小中学校の体育館や校庭を広く町民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。	教育施設・給食課
30	公民館講座開催事業	幼少年向け事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、子育て家庭に対して、地域住民の一員としての位置づけを図る。また講座内容については、年代別に時代に即した内容に関心が高く、生涯の趣味と仲間づくりに繋がる講座を開催していく。	教育総務課

施策の基本的方向2 仕事と子育ての両立

仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育てをしながら働き続けることができる雇用環境を整備するための、子育て期間中の働き方の見直しや、父親も子育てができる働き方の実現に向けた取り組みなどが求められています。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要であり、多様な働き方の可能な社会づくりや仕事と生活の調和の実現に向け、事業所の自主的な取り組みへの支援を推進するとともに、家庭等における男女の固定的な役割分担を見直すような意識の変革についての啓発等も推進していきます。

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
31	男女共同参画推進事業	男女が共に人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、各種講座の開催などを通じ意識啓発を図る。	協働文化推進課

(2) 男性を含めた働き方の見直し

男性も女性も含め、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりを進めるよう働きかけるとともに、フレックスタイム制度、在宅勤務など多様な働き方の普及促進に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
32	男女共同参画推進事業	男女が共に人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、各種講座の開催などを通じ意識啓発を図る。	協働文化推進課

(3) 父親の子育て参加の促進

男女共同参画のための各種セミナーの開催、啓発資料の作成配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供など、男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促す取り組みを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
33	男女共同参画推進事業	男女が共に人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、各種講座の開催などを通じ意識啓発を図る。	協働文化推進課

(4) 就職・再就職への支援の充実

出産、子育てのために退職し、再度、就職を希望する場合、適切な情報提供などにより再就職が円滑に図られるよう支援に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
34	ハローワーク求人情報の提供	ハローワークで情報提供している「ハローワーク求人情報」を得るためのパソコンを庁舎に設置することにより、就業を希望する町民に対し、就業機会の確保を図る。	産業振興課

施策の基本的方向3 子育て家庭への経済的支援の充実

近年、親がもちたいと思っている子どもの数よりも、実際の子どもの数が少ないという家庭が増加する傾向を示していますが、その原因としてあげられるのが経済的負担の大きさです。子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがわれます。

少子化の進展がこのまま続けば、社会から活力が失われるなど、社会にとって深刻な影響が出るものと予想されます。経済的支援の充実、子どもをもちたいという親の願いをかなえるための重要な課題といえます。また、母子家庭等への支援については、財政的支援だけではなく、自立の促進を図ることが必要です。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
35	私立幼稚園就園奨励費助成事業	私立幼稚園児の保護者に対して幼稚園等の就園費の一部を補助し、保護者の経済的負担の軽減を図る。国（文部科学省）の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づいた国の補助金と町からの補助金を合わせて、対象者に補助する。	保育・青少年課
36	奨学金制度推進事業	経済的理由により高等学校や高等専門学校への修学が困難な者に対し、奨学金を無利子で貸与して修学を奨励する。また、奨学金の原資となる奨学金基金を増額して、奨学金制度の充実と安定を図る。	教育総務課
37	就学援助等事業（小学校・中学校）	経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施に資する。町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図る。	学校教育課
38	児童手当	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもがいる家庭に手当を支給する。	子育て支援課
39	小児医療費助成事業	小児が病院等を受診したときに支払う医療費の保険診療分の自己負担額を町が負担する（平成29年4月から中学卒業まで通院・入院に拡大。従前は小6まで＝通院・入院、中1～中学卒業まで＝入院）。	子育て支援課
40	小児慢性特定疾病医療費助成	18歳未満で指定された特定疾患のある児童が入院、通院したときの医療費を助成し、保健及び福祉の向上に寄与する。	福祉課
41	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度より、同様の給付を受けられる場合を除く）一時金を支給する。なお、医療機関への直接払い制度も実施している。被保険者は出産費用の総額から出産育児一時金（42万円）を差し引いた差額のみ医療機関へ支払うことになり、町への一時金申請手続きが不要となる。	保険年金課

基本目標2 母子の健康の確保と増進

施策の基本的方向1 母と子の健康づくり

すべての子どもと親が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることはとても大切なことです。なかでも女性にとって短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスや育児状況にもかかわることから、満足が得られるような環境づくりが重要です。

さらに、子どもの心の発達については、一番身近な養育者である母親の心の状態と深く関係していることから、母親が育児で孤立することなく楽しんで子育てをするため、母親同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有・共感できる情報交換の場が必要です。

また、食生活・運動・睡眠などの生活習慣と密接な関連がある生活習慣病が大きな健康問題となっています。生活習慣は乳幼児期からきちんと身につけることが大切だということを保護者が正しく理解し、親子で実践することが必要です。

(1) 子どもや母親の健康の確保

健康診査や妊娠・出産・育児に関する相談・指導を充実し、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、さまざまな母子保健事業を実施していきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
42	母子健康手帳作成事業	妊娠届を出した妊婦に、母子健康手帳とマタニティストラップを交付し、妊婦健診の受け方や父親母親教室等、町の事業を紹介する。また、妊婦及び申請者に面接し、予想外の妊娠や若年・高齢出産、多胎妊娠、妊娠中や産後の支援の有無等の情報を聴取することで、継続支援が必要な妊婦を把握する。	子育て支援課
43	母子健康教育事業	初妊婦とそのパートナーを対象に、出産や育児についての知識と技術を伝えるとともに、他の妊婦等と知り合うことや相談先を知るきっかけづくりとして父親・母親教室等を実施する。	子育て支援課
44	母子健康相談事業	乳幼児の成長発達を確認し、保護者の育児不安の解消を図る。	子育て支援課
45	母子健康診査事業	妊娠経過や乳幼児の成長発達の健診を行い、安心して出産や育児ができるよう支援する。また、異常等があれば早期に医療機関等へつなげる。	子育て支援課
46	母子訪問指導事業	対象者の家庭を訪問することで、より実生活に密着した保健指導を適切な時期に実施し、妊婦及び養育者の不安の軽減を図り、乳幼児の成長発達を促す。	子育て支援課
47	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行う。	子育て支援課

(2) 食育の推進

それぞれの成長段階や理解度に応じて、さまざまな学習の機会を適切に捉えて「食」に関する知識と「食」を選択する力を育成するための指導・啓発に努めるとともに、望ましい「食」のイメージにつながるような教室・給食を実施します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
48	食育教室	離乳食の試食を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施する（前期講習会：年6回、後期講習会：年6回を隔月開催）。また、食材の内容や味付けを体験してもらうことで、乳幼児期の食事が生涯の健康づくりの基盤となることを伝える。	子育て支援課
49	学校給食の充実	学校給食施設・設備の計画的な改善、衛生、地場産の食材利用、栄養管理を進めるなど学校給食の充実に努める。児童への給食提供及び円滑な調理作業の実施と安全管理・衛生管理を行うために、学校給食調理等における備品の古い機種（老朽化）との入れ替えを行う。成長期にある中学生に、栄養バランスのとれた食事を提供できるよう中学校給食の実施を目指し検討する。	教育施設・給食課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期保健対策の基本は、子どもたちの発育に応じて、適切な教育、対応を行うことであるため、親・学校教育や地域保健と連携し、対応していきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
50	思春期の保健対策の強化	電話相談等を中心に対応を図る。学校における性教育の充実を図るため、必要に応じて指導・助言を行う。	学校教育課 子育て支援課

(4) 不妊に対する支援

県が実施する不妊治療費補助事業の上乗せ助成を実施します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
51	特定不妊治療費補助事業	医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する。	子育て支援課

(5) 不育に対する支援

少子化対策の充実及び不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るための助成事業を実施します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
52	不育症治療費補助事業	医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部を助成する。	子育て支援課

施策の基本的方向 2 保健医療の充実

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービスを住民に身近な市町村で一貫して受けられるようにする等、母子保健医療体制の整備が求められています。

また、小児科専門医の減少が懸念されるなか、周産期、新生児の医療の充実のためのシステム整備が課題となっています。

(1) 小児医療の充実

医師会をはじめとする関係機関の協力を得ながら、引き続き休日急患診療事業を核とした初期救急医療体制の充実に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
53	初期救急医療確保対策事業	休日の急患に対し、適切な医療が受けられるようにするため、茅ヶ崎医師会と契約を結び、輪番制により診療を提供する。	健康・スポーツ課

基本目標3 教育環境の整備

施策の基本的方向1 学校教育の充実

子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動するための「生きる力」を高めるためには、学力の向上を図ることはもちろんのこと、子どもたちがその感性を十分に発揮できるような、魅力溢れる教育環境の形成が必要です。その基盤をつくるためには、子どもたちの関心を集められる授業や校内行事等についての研究や相談体制の確立、現場で実際に指導にあたる教職員の資質の向上等が必要です。

また、小学生の子どもが一日の多くを過ごす学校においては、子ども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、社会変化に応じた教育やその教育環境を整備・充実することが大切です。

地域と学校、幼稚園、保育所、その他地域での子育て関連施設との連携・協力による多様な体験活動を推進することが重要です。

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

変化の激しい社会において自立的に生きるために必要とされる「生きる力」を育む教育の充実を図ります。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
54	「生きる力」の育成事業 (小学校・中学校)	校内研究への補助や、地域協力者への謝礼、芸術鑑賞事業の補助を通して、児童又は生徒の「生きる力」の育成を推進する。	学校教育課
55	教育コンピュータ活用事業 (小学校・中学校)	情報化に対応した教育実現のため、教育用コンピュータの整備を推進し、その活用を図る。	学校教育課
56	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行う。	学校教育課

(2) 信頼される学校づくり

保護者や地域の方からも信頼される魅力ある学校づくりを通して、子どもの「生きる力」を育むための取り組みを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
57	教職員の資質向上事業	児童・生徒の「生きる力」を育成するため、指導する教職員の資質向上を図る。(町研修会及び教育研究員研究会の充実を図る。)	学校教育課

(3) いじめ・不登校などへの取組

家庭、学校、地域が連携を密にするとともに、関係機関の協力による子どもたち一人ひとりへの細やかな対応などを通して、子どもたちの悩みを受け止める体制づくりを進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
58	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行う。	学校教育課

施策の基本的方向2 幼児教育の充実

幼児期は、人間形成の上で大切な時期であり、家庭や地域社会などが一体となって、幼児が健やかに発育できるような幼児教育を実現しなければなりません。

近年の少子化・都市化の進行による核家族化、女性の社会進出の増大等によって社会環境が大きく変化し、家族や親の意識、あるいは地域社会にも大きな影響を及ぼしています。

とりわけ、家庭や地域社会の教育力の低下、幼児期における集団遊びや自然と触れ合う機会の減少が指摘され、保護者からの幼児教育に対するニーズも多様化しています。

今後も家庭との連携の強化、小中学校と連携した教育体制や地域が一体となった幼児教育の充実等を図っていくことが必要です。

(1) 幼児教育の充実

子育ての保護者だけに限らず、子どもたちを対象としたイベント・講座などの情報を提供します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
59	おはなしの会	子育てサロンなどと連携して、読み聞かせを行う。	教育総務課
60	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課

施策の基本的方向3 家庭や地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

また、家庭は、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心など「生きる」を育成するすべての教育の出発点となります。

家庭の教育力を高めるため、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域活動や行事の充実、相談や専門的人材の養成などの家庭教育に関する総合的な取り組みを、関係機関で連携して進める必要があります。

今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行っていくことが必要であり、加えて、地域社会が関わりを持ちながら子どもを育てる取り組みを進めることが重要です。

(1) 家庭教育の充実

公民館でのスポーツや文化、環境などさまざまな活動を通し、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流の促進に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
61	公民館講座開催事業	幼少年向け事業、青少年育成事業、芸術・文化事業の講座を実施し、子育て家庭に対して、地域住民の一員としての位置づけを図る。また講座内容については、年代別に時代に即した内容に関心が高く、生涯の趣味と仲間づくりに繋がる講座を開催していく。	教育総務課

(2) 地域の教育力の向上

地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
62	青少年指導員活動事業	青少年指導員を置き、学校及び子ども会その他関係機関との連携により青少年の健全育成を行う。	保育・青少年課
63	さむかわゆうゆう学園事業	学校週5日制により、地域で子どもを育てていくことが大切なものとなってきたことから、公民館等で行っている子ども向け事業を「ゆうゆう学園」として体系化、週末を利用した子ども達の体験活動を推進する。	協働文化推進課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の基本的方向1 バリアフリーのまちづくり

妊産婦、子ども連れの外出を考えたとき、交通機関のアクセスの悪さや、階段、段差の存在は外出を思いとどまらせるだけでなく、妊娠や子育ての負担感の一因ともなります。

調査結果によると、通学路の歩道の整備・確保

歩道や公共施設、公園の整備などについては、町内の生活環境を必要に応じて見直し、子どもとその家族が安心して生活できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立って、道路や公共施設等の都市環境を整備していくことが課題です。

今後も、妊産婦や子どもが単独でも子ども連れでも安心して安全に外出ができるように、公共交通機関についても、低床バスの導入や駅・バス停のバリアフリー化などを交通機関事業者に対して要請するとともに、必要な支援を行っていくことが求められています。

(1) 子育てバリアフリー環境の整備

既存の公共施設のバリアフリー化、ベビーベッドなどの設置、エレベーターの設置やトイレの改修など大規模な工事を伴う場合は施設の改築などに合わせて整備を進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
64	公共施設のバリアフリー化	公共施設のバリアフリー化を推進するための情報提供を行う。	福祉課
65	道路歩道等整備事業	歩行者の安全対策を目的とした歩道整備や未舗装道路の道路改良を行い、安全で快適な生活を確保する。	道路課

施策の基本的方向2 安全・安心まちづくり

交通安全対策については、町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、年齢層に応じた交通安全教育を進めていく必要があります。特に、親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、交通安全教育にあたる職員のスキルアップ及び地域における指導者のさらなる育成が求められています。

防犯対策については、「自分のまちは自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、防犯灯などの防犯設備のより一層の充実を図ることで、子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。

今後は、こうした地域防犯活動において、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報の伝達が非常に重要であるため、学校や幼稚園、保育所、警察、自治会、各種防犯組織、各家庭などが連携した情報のネットワークを構築することが求められています。

(1) 安全な道路交通環境の整備

まち全体として良好な生活環境の整備に取り組むとともに、憩える場としてのまちづくりを進めます。また、突然の災害にも対応できる、安全で安心な都市環境・住環境の整備を進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
66	住環境整備推進事業	良質な賃貸住宅を探している人に公的住宅募集情報を提供するとともに、良好な居住環境の形成に向けた情報提供を行う。また、同時に高齢者、障害者、外国人、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅（安心賃貸住宅）の情報提供を行う。	都市計画課
67	路線バス等の利用環境の充実	子ども、子ども連れの親など誰もが安心して利用できる環境を整えると共に、ニーズにあった運行ルートの設定を行う。	都市計画課

(2) 安心して外出できる環境の整備

地域の人々の協力によるパトロールなど、地域全体で犯罪の発生を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保する活動を支援します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
68	安全・安心パトロール活動の推進	寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施する。防犯アドバイザーによる定期的なパトロールを実施する。	保育・青少年課 町民安全課

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちを交通事故から守るため、総合的な交通安全対策を進めていきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
69	交通安全活動事業	交通安全指導や安全教育に関し交通指導員を中心にして推進する。交通事故から子どもを守るため、新入学児童に黄色い帽子を配布する。交通事故防止のため、町内各小学校において交通安全教室を開催する。(1年生：道路の通行方法、3年生：自転車の通行方法)	町民安全課

(4) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

地域防犯ネットワークや防犯協会、自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
70	安全・安心パトロール活動の推進	寒川町PTA連絡協議会が実施する「こども110番パトロール」を支援し、青少年指導員によるパトロールを実施する。防犯アドバイザーによる定期的なパトロールを実施する。	保育・青少年課 町民安全課
71	子どもを守るための活動の推進	子どもの防犯意識の高揚に努める他、関係団体が実施する「ハートの家」事業等を支援する。	教育総務課
72	防犯対策推進事業(小学校)	新1年生に対する防犯ブザーの貸与、子どもの安心・安全を見守る推進委員の活動推進を通して、登下校時の子どもたちの安全確保を図る。	学校教育課
73	防犯灯整備事業	町内に設置している防犯灯の適正な管理と地域からの要請に基づく計画的な設置を行う。	町民安全課
74	薬物乱用防止啓発事業	青少年の薬物乱用防止を目的として、関係団体が実施する小中高校生を対象とした啓発活動を支援する。	保育・青少年課

(5) 被害に遭った子どもへの心のケアの推進

被害を受けた子どもたちや家庭に対しての支援を進めます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
75	教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医師、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行う。	学校教育課
76	被害児童カウンセリング	被害児童のカウンセリングを実施する(乳幼児カウンセリングは児童相談所に依頼)。	子育て支援課

施策の基本的方向3 子どもの遊び場の確保

子どもが将来にわたっていきいきと暮らしていくために、友だちとの交流や遊びなどを通して判断力や行動力を養いながら、豊かな人間性や生きる力を身につけることは大事な要素です。

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、学校教育以外の活動の場や参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で育てていくことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに居場所や遊び場の整備、親同士の交流・仲間づくりが行えるような機会や場の提供が求められています。

(1) 子どもの居場所の充実

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えることを推進します。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
77	ふれあい塾運営事業	学校施設を活用しながら、放課後の小学生の居場所づくり事業の充実を図り、児童の健全育成を推進する。	保育・青少年課
78	放課後子ども総合プラン推進事業	児童クラブとふれあい塾を連携するため、教育委員会と町長部局とが緊密に連携・協力を図り、関係団体等を含めた体制の構築を図る。	保育・青少年課
79	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課

(2) 公園等の整備

子どもたちが健やかに成長できるよう、公園等の整備や老朽化に伴った遊具の撤去や補修を行い、公園等の整備・充実を図ります。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
80	公園整備等事業	各施設の遊具の改良や、公園の整備を図る。	都市計画課
81	児童遊び場の整備	子どもが安心して遊べるような児童遊び場の点検・整備を進める。	子育て支援課
82	広場等の整備	子どもが安心して遊べるような広場の整備・維持管理を進める。	保育・青少年課

基本目標5 要支援家庭への取組

施策の基本的方向1 児童虐待の防止

児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は、依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。

児童虐待を防止するためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立するとともに、福祉のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携を強化していくことが重要です。

(1) 児童虐待の早期発見体制の確立

虐待の早期発見及び適切な初期対応を行うため、児童虐待防止法の周知を図り、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見を図ります。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
83	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを推進し、充実を図る。	子育て支援課

(2) 児童虐待の防止

児童虐待問題に適切に対応できるよう、関係諸機関との連携を図るとともに、虐待の未然防止や再発防止のため、子育て支援の充実に努めていきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
84	子育て支援センター事業	子育て相談、子育て啓発活動、子育てサークルの育成、支援などの事業を行う。また利用者のきっかけづくりとして、定期的なイベントを開催していく。	子育て支援課
85	養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により、把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、訪問支援を実施する。	子育て支援課

施策の基本的方向2 ひとり親家庭への支援

本町のひとり親家庭は、平成27年の国勢調査によると母子世帯数は1,487世帯、父子世帯数は304世帯となっていて、平成22年と比較すると増加傾向にあります。

ひとり親家庭の場合、厳しい労働条件の中で働く親が多いため、経済的にも恵まれないケースが少なくありません。また、家事や子育ての役割を一人で担っているため、様々な不安や悩みを抱えています。

今後は、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保策及び経済的支援等を充実していくことが求められています。

(1) ひとり親家庭への自立支援の推進

経済的負担を軽減し、養育や医療などにおける生活支援を行うため、各種助成制度の充実を図るとともに、制度の周知に努めていきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
86	児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童（児童に障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に手当を支給する。	子育て支援課
87	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の人々が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成する。（所得制限有り）	子育て支援課
88	ひとり親家庭への各種制度のPR	パンフレット等による各種制度のPRを実施する。	子育て支援課
89	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立等のため、緊急時等の相互援助を会員組織により実施する。また、平成27年度より、経済的負担の軽減策として、利用料金に対して1時間あたり200円の町負担を設ける。（ひとり親家庭等、生活保護世帯は300円）	子育て支援課

施策の基本的方向3 障がい児施策の充実

障がいや発達に遅れのある子どもの健全な育成を支援し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

近年では、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症など療育や教育の場において特に支援が必要なケースもみられるようになり、これらの子どもに対する対応法や教育プログラムの研究が進みつつあります。

今後は、障がいの早期発見、早期療育に努め、すべての子どもが健やかに成長するように支援をしていくため、利用者支援事業の早期導入など相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの社会的自立を支援していくため、各種の子育て支援事業との緊密な連携を図ることが求められています。

（1）障がい児保育の充実

経済的負担を軽減し、一人ひとりの個性を伸ばしていける保育・療育・教育体制の充実に努めていきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
90	重度障害者等医療費助成事業	重度障がい者等の健康維持、福祉の増進を図るため、重度障がい者等の医療費の自己負担額を助成し、本人や家族の経済的負担を軽減する。	福祉課
91	障害児福祉手当	障がい児に手当を支給し、対象者の福祉の向上に寄与する。	福祉課
92	児童発達支援事業	障がい児の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の早期治療を行う。また、乳幼児の発達に関して療育相談を実施する。	子育て支援課

(2) 学習援助と機会の提供

障がいのある児童・生徒の一人ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、就学相談や障がいの程度・種類などに応じた指導・支援を行っていきます。

事業No.	事業名	事業内容	担当課
93	特別支援教育推進事業（小学校・中学校）	特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する児童の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣する。また、特別な支援を要する児童のために、町内全小学校に「ふれあい教育支援員」を配置し、学習支援を行う（小学校）。 特別支援学級に補助員を派遣するとともに、通常学級に在籍する生徒の校外学習や遠足等の行事に介助員を派遣する（中学校）。	学校教育課
94	特別児童扶養手当	日常生活に著しい制限を受ける障がい状態にある児童を監護している父母、もしくは養育している養育者に対し手当を支給する。	子育て支援課
95	特別支援学級の開設	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、より充実した教育の実施を図るため、未設置の学校に順次、特別支援学級を開設する。	学校教育課

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保

小学校就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等、直近の実績や町の実情等を考慮しながら、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定めます。

○認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっており、認定は次の1～3号の区分で行われます。

■認定区分

区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する就学前児童 (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を希望する就学前児童 (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

○教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」(子ども・子育て支援法第61条第2項)です。

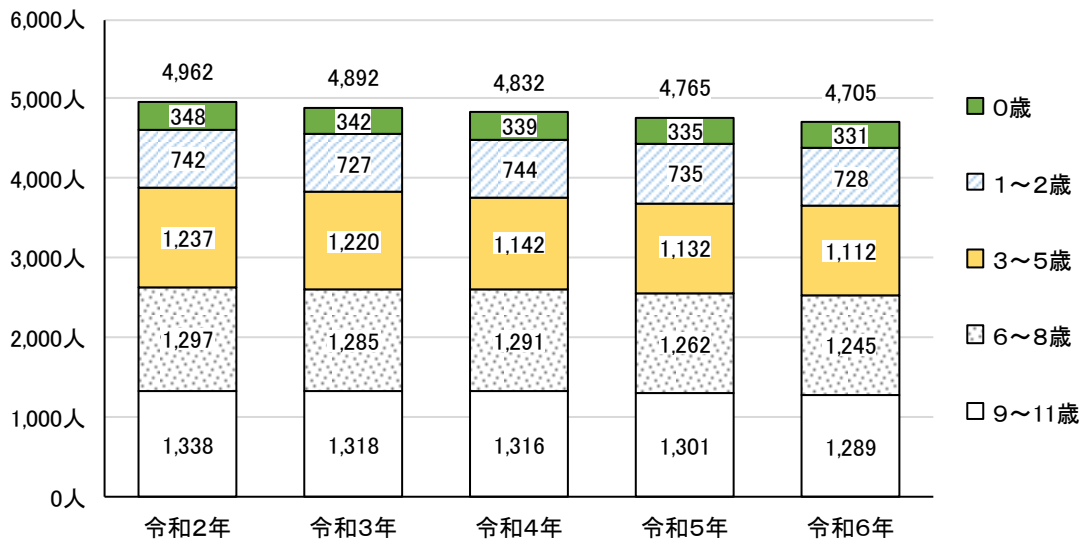
町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、従来どおり町全体を1区域と設定します。

○児童数の見込み

本計画の対象となる児童数の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0～11歳の児童数は、おおむね減少傾向で推移することが予測され、令和2年の4,962人から令和6年には4,705人となり、257人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	348	342	339	335	331
1～2歳	742	727	744	735	728
3～5歳	1,237	1,220	1,142	1,132	1,112
6～8歳	1,297	1,285	1,291	1,262	1,245
9～11歳	1,338	1,318	1,316	1,301	1,289
合計	4,962	4,892	4,832	4,765	4,705

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園（1号認定・3～5歳）

学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず、子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

認定こども園 幼稚園部分（1号認定・3～5歳）

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

【確保方策の考え方】

第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率、また幼児教育・保育の無償化が始まったことによる影響などから想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。既に開所している幼稚園の定員から、確保提供量が利用者推計を上回る見込みとします。

■第1期計画の実績（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
利用者推計	実績値①	710	702	707	702	700
	計画値	690	680	670	674	674
確保提供量	実績値②	710	702	707	702	700
	計画値	690	680	670	674	674
	1号認定	490	480	470	474	474
	2号認定	200	200	200	200	200
差異(②-①)		0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計		800	790	750	740	730
② 確保提供量		911	911	911	911	911
	1号認定	638	638	638	638	638
	2号認定	273	273	273	273	273
差異(②-①)		111	121	161	171	181

(2) 保育所・認定こども園など

保育所

「児童福祉法」に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって、家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

認定こども園 保育所部分（2号認定・3～5歳）

小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。

小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

① 2号認定（3～5歳）

第1期計画の実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。令和4年度には確保提供量が利用者推計を上回る見込みとします。

■第1期計画の実績（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
利用者推計	実績値①	399	410	423	420	445
	計画値	390	390	390	351	381
確保提供量	実績値②	390	390	390	408	408
	計画値	390	390	390	390	390
差異(②-①)		▲9	▲20	▲33	▲12	▲37

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	430	430	400	400	390
② 確保提供量	408	408	408	408	408
差異(②-①)	▲22	▲22	8	8	18

【確保方策の考え方】

⑤ 3号認定（0歳）

第1期計画の実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。平成29年度、平成30年度に地域型保育事業が開所されたことにより確保提供量が増となったため、令和2年度以降利用者推計を上回る確保提供量となっています。

令和6年度で0歳児と1・2歳児の確保方策を見直すことで1・2歳児の利用者推計と確保提供量の差が0となるよう計画します。

■第1期計画の実績（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
利用者推計	実績値①	28	42	30	40	37
	計画値	60	70	80	40	39
確保提供量	実績値②	60	60	60	52	52
	計画値	60	60	60	52	52
差 異 (②-①)		32	18	30	12	15

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	40	45	50	50	50
② 確保提供量	70	70	70	70	51
差 異 (②-①)	30	25	20	20	1

【確保方策の考え方】

◎ 3号認定（1・2歳）

第1期計画の実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。平成29年度、平成30年度に地域型保育事業が開所され、確保提供量が増となりましたが、依然として利用者推計が確保提供量を上回る見込みです。

令和6年度に0歳児と1・2歳児の確保方策を見直すことで1・2歳児の利用者推計と確保提供量の差が0となるよう計画します。

■第1期計画の実績（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
利用者推計	実績値①	196	211	207	219	259
	計画値	180	190	200	225	219
確保提供量	実績値②	196	211	207	219	259
	計画値	180	180	180	232	232
差 異 (②-①)		0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	250	250	250	245	245
② 確保提供量	226	226	226	226	245
差 異 (②-①)	▲24	▲24	▲24	▲19	0

事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。

居宅訪問型保育事業

障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

【確保の方策】

計画上の推計利用者・確保提供量の設定はありません。

2 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○基本型：子育て支援センター内において、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育てコーディネーターが情報提供や相談・助言等を行うなど、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○母子保健型：子育て支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健や育児に関する様々な悩みなどに助産師や保健師が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。

○特定型：待機児童の解消等を図るため、保育・青少年課に保育コンシェルジュを配置し、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

【確保方策の考え方】

第2期計画期間においても、各型の利用者支援事業を継続して実施します。

■第1期計画の実績（単位：か所）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	—	—	1	1	1
特定型	—	—	—	—	1

■第2期計画の見込み（単位：か所）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
特定型	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【確保方策の考え方】

子育て支援センターでは、利用者増を図るために様々な講座や教室開催等に取り組むなど工夫を凝らしており、これまでの実績を踏まえて、今後も利用者が増加することを見込んでいます。

■第1期計画の実績（単位：人日）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	8,239	9,101	9,259	9,342	9,343
② 確保提供量	8,239	9,101	9,259	9,342	9,343
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人日）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	9,430	9,490	9,540	9,610	9,670
② 確保提供量	9,430	9,490	9,540	9,610	9,670
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付しています。

【確保方策の考え方】

本計画での推計人口は、年々減少していく見込みとなっており、本事業も減少していくことを見込んでいます。

全14回分の健診回数に対して、平成27年度から平成30年度の一人当たり平均回数は11.7回となっています。妊婦の転入・転出等や個々の身体状況により、受診回数は異なりますが、今後も妊娠期間中必要に応じて受診できる体制を整えます。

■第1期計画の実績（単位：延べ人数）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	4,713	4,020	4,591	4,126	3,838
② 確保提供量	4,713	4,020	4,591	4,126	3,838
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：延べ人数）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	4,072	4,001	3,966	3,920	3,873
② 確保提供量	4,072	4,001	3,966	3,920	3,873
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本計画での推計人口は、年々減少していく見込みとなっており、本事業も減少していくことを見込んでいます。

里帰り出産等で4か月までに訪問できない家庭もありますが、出生予想数の95%にあたる訪問数を計画しており、訪問できなかった家庭に対しては、4カ月児健診等で全家庭の状況把握に努めます。

■第1期計画の実績（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	429	343	349	341	312
② 確保提供量	429	343	349	341	312
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	331	325	322	318	314
② 確保提供量	331	325	322	318	314
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業で把握した「保護者の養育上の支援が特に必要と認められる」家庭を訪問し、その先につなげるための相談・指導・助言その他の援助を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【確保方策の考え方】

近年の急速な核家族化や地域社会のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が顕在化してきたことから、今後、本事業の対象者はさらに増加することが見込まれます。子育て支援相談員による訪問体制を維持するとともに、利用者支援事業母子保健型（子育て世代包括支援センター）による切れ目ない支援と併せて、適切な支援を実施します。

■第1期計画の実績（単位：人）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	2	3	5	12	12
② 確保提供量	2	3	5	12	12
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	13	13	13	13	13
② 確保提供量	13	13	13	13	13
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

第1期計画期間中の利用見込・供給確保の設定はなく、本計画策定に当たって実施したニーズ調査においても該当項目に関する利用意向の回答はなかったため、本計画期間においても利用者推計及び確保提供量の設定はありません。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

子育て援助活動支援事業そのものは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

ここでは就学児のみを対象としており、乳幼児については（8）一時預かり事業の「8-1 一時預かり事業（幼稚園型以外）」で対象としております。

【確保方策の考え方】

第1期計画の実績を踏まえ、令和2年度以降の人口に対する利用率を推計人口に乗じて第2期計画期間中の利用量を見込みます。

■第1期計画の実績（単位：人日）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	769	892	885	910	971
② 確保提供量	769	892	885	910	971
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人日）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	970	960	960	950	940
② 確保提供量	970	960	960	950	940
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

8-1 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって実施日や実施時間などの状況は異なります。

【確保方策の考え方】

第1期計画実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

令和2年度以降の人口推計が減少傾向であること、幼児教育・保育の無償化の影響を勘案し、利用者推計と確保提供量を同数と見込みます。

■第1期計画の実績（単位：人日）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	14,021	13,609	12,036	13,042	12,842
② 確保提供量	14,021	13,609	12,036	13,042	12,842
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人日）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
② 確保提供量	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600
差異(②-①)	0	0	0	0	0

8-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

幼稚園型を除く一時預かり事業で、内訳は次の3事業です。

- ・ファミリー・サポート・センター事業（就学前）

乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

- ・一時保育事業

日頃保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。

- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の帰宅が遅い場合や休日に不在の場合に、夜間・休日に児童養護施設等で児童を預かる事業。

【確保方策の考え方】

ファミリー・サポート・センター事業（就学前）及び一時保育事業は、対象者の推計人口が減少傾向となっているものの、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加傾向等を踏まえ、一定程度の利用者を見込んでいます。一時保育事業については、町内の保育所4園で通常の保育の余裕活用型として実施しています。夜間養護等事業（トワイライトステイ）については、利用者推計及び確保提供量の設定はありません。

■第1期計画の実績（単位：人日）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度（見込）
利用者 推計	ファミサポ（就学前）	1,138	1,261	800	756	779
	一時保育事業	1,564	1,255	718	485	473
	① 合計	2,702	2,516	1,518	1,241	1,252
確保提 供量	ファミサポ（就学前）	1,138	1,261	800	756	779
	一時保育事業	1,564	1,255	718	485	473
	② 合計	2,702	2,516	1,518	1,241	1,252
差異（②-①）		0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人日）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者 推計	ファミサポ（就学前）	770	760	730	730	720
	一時保育事業	700	700	700	700	700
	① 合計	1,470	1,460	1,430	1,430	1,420
確保提 供量	ファミサポ（就学前）	770	760	730	730	720
	一時保育事業	700	700	700	700	700
	② 合計	1,470	1,460	1,430	1,430	1,420
差異	ファミサポ（②-①）	0	0	0	0	0

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

第1期計画は実人数にて算出しておりましたが、平成29年度の見直しにおいて延べ人数にて算出しておりました。本来は実人数で算出すべき項目なので、第2期計画は実人数にて算出しています。

第1期計画時実績の人口に対する割合、伸び率等から想定した割合を、令和2年度以降の推計人口に乗じて、利用量を算出しました。

■第1期計画の実績（単位：人日）

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
① 利用者推計	9,571	11,965	13,618	9,425	9,177
② 確保提供量	9,571	11,965	13,618	9,425	9,177
差異(②-①)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 利用者推計	350	350	340	340	330
② 確保提供量	350	350	340	340	330
差異(②-①)	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保方策の考え方】

利用者推計・確保提供量の設定はありませんが、県内でも取り組まれている自治体が増えてきている状況を踏まえ、本計画期間においては、早期実施を目指して具体的な検討を行うこととします。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

平成31年4月現在、各小学校区に1か所（南小学校区は2か所）の放課後児童クラブを設置しています。児童数が増加傾向にあり待機児童数の多い旭小学区については、令和3年度に新たに1か所施設を整備し新たに40名程度の定員を確保します。

その後は、定員数の見直しの検討、公共施設等の児童クラブとしての活用に関する検討、民間資源の活用に関する検討等を行い提供量の確保に努めていきます。

■第1期計画の実績（単位：人）

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込)
利用者推計	1年生	100	88	88	99	108
	2年生	50	76	73	66	82
	3年生	26	34	50	47	46
	4年生	4	10	16	15	14
	5年生	1	3	2	7	1
	6年生	0	1	3	2	0
	合計①	181	212	232	236	251
確保提供量		181	212	232	236	251
差異(②-①)		0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者推計	1年生	116	119	123	125	128
	2年生	80	82	84	87	88
	3年生	51	53	54	56	57
	4年生	31	32	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計①	285	293	301	309	315
確保提供量	1年生	91	109	123	125	128
	2年生	65	76	84	87	88
	3年生	42	49	54	56	57
	4年生	25	29	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計②	230	270	301	309	315
差異(②-①)		▲55	▲23	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策の考え方】

新規施設等に対する相談・助言等を実施します。

第7章 新・放課後子ども総合プラン行動計画

1 新・放課後子ども総合プランについて

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、小学校に就学しているすべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、平成26年7月に国において「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

同プランでは、放課後児童クラブについて平成31年度末までに約30万人分を新たに整備するとともに、すべての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施すること（以下「一体型の実施」といいます。）が目標とされ、全国的に取り組みが進められてきました。

しかしながら、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数増が見込まれることから、放課後児童クラブの追加的整備が不可欠な状況となっています。

また、一体型の実施について目標とする整備箇所数には達していないものの、すべての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室（以下「両事業」といいます。）の実施に向け、両事業に係る自治体や事業者が、連携を一層深めていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国では、両事業の継続的な整備の必要性から、両事業の連携を前提とした新しいプランとして「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に取りまとめ、平成31（令和元）年度から、この「新・放課後子ども総合プラン」による取り組みを進めることとされたものです。

2 事業計画

新・放課後子ども総合プラン（以下「新プラン」といいます。）では、市町村が計画的に両事業の整備を進めていけるよう、新プランに基づく取組等について、国は子ども・子育て支援法第60条の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や、次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づく「行動計画策定指針」を見直す中で記載し、市町村はこれらの指針に則して、市町村行動計画等に盛り込むべき内容を、市町村子ども・子育て支援事業計画または新プランの市町村行動計画に盛り込むこととされています。

このことから、町における新プランの行動計画として、本計画に包含する形で一体的に策定することとします。

3 町における取り組み

町では、各小学校区において両事業を同一敷地内において実施していることから、すでに一体型の実施についてはできています。

しかしながら、平成28年度に開催した「放課後子ども総合プラン運営委員会」での検討結果として、両事業の対象児童や事業実施時間帯の違いなどがあることから、さらに連携して実施するために、放課後子ども教室の「ふれあい塾」の拡充を図ることが、方向性として示されました。具体的には、実施日を現行の週3日から週5日に増やすことや、そのために必要な見守りボランティア人材確保のための謝礼の増額などです。

令和元年度においては、まず、今後の見守りボランティアの増員につなげるため、謝礼の増額を行いました。その状況等を踏まえながら「新・放課後子ども総合プラン運営委員会」等において、その後の進め方等を検討していくこととします。

4 一体型の実施についての目標事業量等

○放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと目標整備量（単位：人）

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
利用者推計	1年生	116	119	123	125	128
	2年生	80	82	84	87	88
	3年生	51	53	54	56	57
	4年生	31	32	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計①	285	293	301	309	315
確保提供量	1年生	91	109	123	125	128
	2年生	65	76	84	87	88
	3年生	42	49	54	56	57
	4年生	25	29	33	34	35
	5年生	6	6	6	6	6
	6年生	1	1	1	1	1
	合計②	230	270	301	309	315
差異(②-①)		▲55	▲23	0	0	0

○放課後子ども教室（ふれあい塾）の整備計画

学校施設を活用しながら、放課後児童の安全・安心な居場所づくりと、学年の垣根を超えた多様な体験・活動を通じて、児童の健全育成を推進する事業です。

■ふれあい塾の整備計画（単位：か所）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
学校数	5	5	5	5	5
実施校数	5	5	5	5	5

第8章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第1条には、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが健やかに育成され、教育の機会均等が保障され、夢や希望を持つことができるように、児童の権利に関する条約の精神に則して、貧困対策を推進することを目的とする旨が定められています。

町では従来から、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を目指して様々な事業を実施していますが、令和元年6月の法改正に伴い、市町村における計画的な取り組みを推進するために、市町村計画の策定が努力義務となったことから、本計画に子どもの貧困対策を整理して位置づけ、町としての取り組みを進めていくものです。

2 市町村計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、地方公共団体には地域の状況に応じた施策を策定し実施することが求められています。市町村計画は、この施策を推進するために、国が定める「子どもの貧困対策に関する大綱」と県が定める県計画を勘案して、市町村が定めるものです。

町では、これまでも「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援を中心に、子どもの貧困対策に関連する事業を実施していますが、その他に県の所管による事業も施策の重要な位置づけを占めています。子どもの貧困対策は、町だけでなく、国や県も含めた関係機関相互の連携により推進されることが重要です。

3 町における取り組み

町は従来から様々な事業に取り組んでいますが、子どもの貧困対策に特化したものではなく、「経済的支援」「教育の支援」「生活の支援」の3つの支援について、県の事業も含めて相互に連携しながら取り組んでいるものです。

事業No.	事業名	事業内容	担当課等
8	◆再掲◆ 民生委員児童委員 活動事業	子育てひろばを開催し、地域の子育て世帯の交流を促進する。地域の相談役として、町民からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行う。	福祉課
15	◆再掲◆ 子育て支援相談事 業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行う。	子育て支援課

事業No.	事業名	事業内容	担当課等
15	◆再掲◆ 子育て支援相談事業	子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行う。	子育て支援課
37	◆再掲◆ 就学援助等事業 (小学校・中学)	経済的理由により就学困難と認められる町立小・中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育でかかる費用の一部を援助することにより、経済的理由による未就学を解消し、義務教育の円滑な実施に資する。町立小・中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など義務教育課程でかかる費用の一部を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級における教育の普及奨励を図る。	学校教育課
56	◆再掲◆ 教育相談事業	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、児童精神科医、心理士、訪問相談員、学生相談員等による相談活動を行い、児童生徒及び保護者の心の安定を図り、よりよい学校生活を送らせるために支援を行う。	学校教育課
86	◆再掲◆ 児童扶養手当	18歳到達年度末までの児童（児童に障がいのある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等に手当を支給する。	子育て支援課・神奈川県
87	◆再掲◆ ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額をを助成する（所得制限あり）。	子育て支援課
	各種制度・講座等の情報提供	ひとり親家庭、生活困難・養育困難な家庭向けの各種制度や講座等の情報提供を行う。	子育て支援課
	母子父子家庭支援相談会	特別児童扶養手当現況届提出期間中に日程を設けて、県保健福祉事務所の相談員による生活相談を開催する。	子育て支援課・神奈川県
	生活保護	生活に困窮している人に最低限度の生活を保障し、自立支援を図る。	神奈川県
	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の支援で、支援計画の作成や就労促進等の支援や、一定の期間家賃相当額の支給等を行う。	神奈川県・神奈川県社会福祉協議会

第9章 計画の推進体制

1 計画の推進

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び、次世代育成支援行動計画を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

そのため、計画の着実な実行を促すとともに、その目標を達成するため、庁内の連携を図るものとしてします。

2 計画の進行管理

5年という短期間に実効ある計画の推進を図るため、事業ごとの進行状況を年度ごとに「寒川町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

また、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

3 計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で町民にわかりやすく公表します。

4 国・県への要望

子ども・子育て支援は、国、県、町が一丸となって取り組むべき課題であり、直接、町民のニーズ・評価を把握できる立場の町として施策の拡充を積極的に国、県に要望します。

資料編

(作成中)

- 1 計画策定の経過
- 2 子ども・子育て支援法
- 3 子ども・子育て会議
寒川町子ども・子育て会議条例
委員構成
- 4 用語解説